

第447回南国市議会定例会会議録

第5日 令和8年6月19日 金曜日

出席議員

1番 齊藤正和	2番 松下直樹
3番 松本信之助	4番 西内俊二
5番 溝渕正晃	6番 山本康博
7番 齊藤喜美子	8番 杉本理
9番 丁野美香	10番 西山明彦
11番 神崎隆代	12番 植田豊
13番 西本良平	14番 山中良成
15番 岩松永治	16番 土居恒夫
17番 有沢芳郎	18番 前田学浩
19番 岡崎純男	20番 浜田雅士
21番 今西忠良	

-----*

欠席議員

なし

-----*

出席要求による出席者

市長 平山耕三	副市長 渡部靖
副市長 岡崎拓児	参事兼財政課長 溝渕浩芳
参事兼企画課長 田所卓也	情報政策課長 徳平拓一郎
危機管理課長 野村学	税務課長 北村長武
市民課長 藤宗歩	子育て支援課長 高野正和
長寿支援課長 内村達也	保健福祉センター所長 弘田明平
こども家庭センター所長 松岡千左	環境課長 吉本晶先
農林水産課長 川村佳史	農地整備課長 岡崎辰彦
商工観光課長 山崎伸二	建設課長 山崎浩司
地籍調査課長 横山聖二	都市整備課長 篠原正一

住 宅 課 長	伊 藤 恒	上下水道 局 長	細 木 玲 次
会 計 管 理 者 兼 長	竹 村 亜 希 子	福祉事務 所 長	天 羽 庸 泰
会 計 課 長			
教 育 長	竹 内 信 人	学校教育 課 長	池 本 滋 郎
生涯学習 課 長	前 田 康 喜	監 査 委 員 長	藤 田 佳 子
農 業 委 員 会 長	森 本 卓 哉	消 防 長	三 谷 洋 亮
事 務 局 長			

-----*

議会事務局職員出席者

事 務 局 長	野 口 裕 介	次	長 門 脇 智 哉
書	記 三 谷 容 子		

-----*

議事日程

令和 8 年 6 月 19 日 金曜日 午前 10 時開議

第 1 一般質問

-----*

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

議案第 10 号より議案第 11 号まで

-----*

午前 10 時 1 分 開議

○議長（西本良平） これより本日の会議を開きます。

-----*

○議長（西本良平） ただいま市長から追加議案の送付がありましたので、お手元へ配付いたしました。

.....

8 南総第 54 号

令和 8 年 6 月 19 日

南国市議会議長 西 本 良 平 様

南国市長 平 山 耕 三

第447回南国市議会定例会の追加議案の送付について

第447回南国市議会定例会に提出する下記の追加議案を別紙のとおり送付します。

議案第10号 （都）南国駅前線（第2工区）後免駅前広場整備工事請負契約の締結について

議案第11号 令和8年度事務用パソコン購入契約の締結について

.....

-----＊-----

議案第10号、議案第11号

○議長（西本良平） お諮りいたします。ただいま送付されました議案第10号及び議案第11号を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西本良平） 御異議なしと認めます。よって、日程に追加し、議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

〔平山耕三市長登壇〕

○市長（平山耕三） おはようございます。

早速でございますが、追加議案の提案理由を申し述べます。

議案第10号（都）南国駅前線（第2工区）後免駅前広場整備工事請負契約の締結について、後免駅前広場整備工事は、JR後免駅周辺のにぎわい空間の形成を目的として、ロータリー、歩道、緑地帯及び駐車場の整備を行うものであります。

本工事請負契約の締結に関して、令和8年6月11日に制限付一般競争入札を実施した結果、クロシオ建設株式会社が1億9,455万7,000円で落札しましたので、当該業者と契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

裏面に入札の状況を添付しておりますので、御参照ください。

議案第11号令和8年度事務用パソコン購入契約の締結について、保守期限を迎える事務用パソコンの買換えを行うため、令和8年6月18日に入札を実施した結果、四国情報管理センター株式会社が3,033万8,000円で落札しましたので、当該業者と契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

裏面に入札の状況を添付しておりますので、御参照ください。

以上をもちまして追加議案につきましての私からの提案理由の説明を終わります。何とぞ御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西本良平） これにて提案理由の説明は終わりました。

—————＊—————

一般質問

○議長（西本良平） 日程により一般質問を行います。

順次質問を許します。20番浜田雅士議員。

〔20番 浜田雅士議員発言席〕

○20番（浜田雅士） 議席番号20番、なんこく市政会の浜田雅士でございます。

1、南国市立小中学校の今後について、2、消防団員の防災士資格取得への進捗について、通告に従って、一問一答形式で質問をさせていただきます。御答弁のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、南国市内の小中学校の今後について質問をさせていただきます。

南国市における小中学校の児童数及び中学校の生徒数の推移についてお聞きします。

昨年の国勢調査の結果では、高知県における人口の減少率は大変深刻な状況であります。そんな中、南国市の人口減少率は、高知県内では比較的少なかったものの、少子・高齢化は加速度的に進んでいる状況です。将来の南国市を担う市内の小中学生と中学生の数は、ここ数年はどのような数で推移をしているのか教えてください。

○議長（西本良平） 学校教育課長。

○学校教育課長（池本滋郎） 2020年の児童生徒数は、小学校2,312人、中学校1,037人、昨年5月現在の児童生徒数は、小学校2,303人、中学校918人となっており、本年度は小学校2,256人、中学校949人で、2020年から比較すると、小学生が56名、中学生が88名の減少となっております。

○議長（西本良平） 浜田雅士議員。

○20番（浜田雅士） ありがとうございます。やはり深刻な状況ですね。

続きまして、南国市立中学校、4校の生徒数の推移についてお聞きします。

市内には、香長中学校、香南中学校、鳶ヶ池中学校、北陵中学校と、4校の中中学校がありますが、それぞれ10年前、5年前、現在の生徒数はどのように推移をしているのか教えてください。

○議長（西本良平） 学校教育課長。

○学校教育課長（池本滋郎）　まず、香長中から申し上げますと、10年前であります令和28年が558名、5年前、令和3年が580名、令和8年が515人、10年前と比べますと43名の減少となっております。香南中が、同じく109名、86名、74名となっております、10年前から比較しますと35名の減少となっております。鳶ヶ池中が159名、162名、176名となっております、10年前から比較しますと17名の増加となっております。北陵中につきましても、223名、188名、170名となっております、53名の減少となっております。

○議長（西本良平）　浜田雅士議員。

○20番（浜田雅士）　ありがとうございました。鳶ヶ池中学校が増えているのは大変うれしいのですが、香長中学校が思ったより減っていて、ちょっと意外です。

では、南海トラフ地震での津波被害想定区域にある小学校の児童数の推移についてお聞きします。

南海トラフ地震時の津波における浸水区域には、稲生小学校、三和小学校、大湊小学校があります。そして、浸水区域外になりますが、比較的海に近い十市小学校があります。それぞれ、10年前、5年前、現在の児童数はどのように推移をしているか、お教えてください。

○議長（西本良平）　学校教育課長。

○学校教育課長（池本滋郎）　すいません、先ほどの質問で「令和28年」と申しましたが、「平成28年」の誤りでございます。訂正をさせていただきます。

浸水区域内の小学校ですけれども、稲生小学校が、10年前、5年前、今年度で申しますと、77名、61名、50名となっております、27名の減少となっております。三和小学校が131名、103名、70名となっております、61名の減少となっております。大湊小学校が59名、30名、8名となっております、51名の減少となっております。浸水区域外ではございますが、十市小学校が327名、320名、274名と、53名の減少となっております。

○議長（西本良平）　浜田雅士議員。

○20番（浜田雅士）　ありがとうございました。比較的海に近い小学校の児童の減少が、本当に危機的な状況であることが分かります。

続きまして、昨日の有沢議員の質問と重複する部分があるかもしれませんが、大湊小学校についてお聞きします。

私の地元の大湊小学校は、少子化による大幅な児童数の減少と南海トラフ地震の津波浸水区域という深刻な課題を抱えており、地元の人々も学校存続については大きな危機感を持っています。かつての前浜小学校と久枝の南部小学校が統合されて大湊小学校になったのは、私が小

学校2年生のときからです。その当時は同級生が41名いて、あと数名いれば2クラスになると言われてました。そして、私の子供たちが通っていた頃は100名前後いた大湊小学校の全校児童も、現在は8名、昨年度は全校児童が9名でしたが、この春にそのうちの3名が卒業しました。しかし、3年ぶりに2名の新入児童があり、何とか1名減で踏みとどまっております。数年前に大湊保育所が日章地区のあけぼの保育所に統合され、そのまま前浜地区から日章小学校へ行く子供もいるようです。大湊小学校の校区内には他の小学校に通っている子供もいますが、簡単に他の校区の学校に通学できるものか、校区外通学の基準がどうなっているのかお教えください。

○議長（西本良平） 学校教育課長。

○学校教育課長（池本滋郎） 南国市就学指定校変更事務及び区域外就学事務取扱要綱により、津波浸水区域にある小学校につきましては、御家庭が不安を訴える場合等につきましては、教育的な配慮から区域外就学を認めております。

○議長（西本良平） 浜田雅士議員。

○20番（浜田雅士） ありがとうございます。そういうことは、津波浸水区域にある小学校は、もう児童が減るのを止める手だてはないということですね。

それでは、日章小学校についてお聞きします。

大湊小学校を卒業すると、私学に行かない子供は、日章小学校の卒業生とともに香南中学校に進学することになります。日章小学校も、私が教育委員として学校訪問をしていた頃には1学年2学級で、全校児童は250名を超えていた時期がありました。都築紡績が撤退してからは徐々に児童も減少し、現在は1学年1学級で、全校児童も150名足らずまで減少しているとお聞きしました。日章小学校は、隣接校制度で大篠小学校校区からの児童も受け入れています。人数的には何名ほど通っているのかお教えください。

○議長（西本良平） 学校教育課長。

○学校教育課長（池本滋郎） 現在、大篠小学校校区から25人が通ってきております。

○議長（西本良平） 浜田雅士議員。

○20番（浜田雅士） ありがとうございます。思ったよりも多くて、少し安心をいたしました。

続きまして、香南中学校についてもお聞きします。

大湊小学校、日章小学校、この2つの小学校校区から生徒が通う香南中学校も、今、生徒数の減少が大変深刻な状況です。香南中学校は、数年前から特認校として校区外の生徒も受け入

れていますが、校区外からは何名ほどの生徒が通っているのか教えてください。

また、生徒減少に対する今後の対策があればお願いします。

○議長（西本良平） 学校教育課長。

○学校教育課長（池本滋郎） 他の中学校区からは15人が通ってきております。今後も引き続き特認校として、校区外の生徒を受け入れることにより、学校存続に努めていきたいと考えております。

○議長（西本良平） 浜田雅士議員。

○20番（浜田雅士） ありがとうございます。香南中学校は、これまでも英語教育やICTに力を注いだり、防災教育にも積極的に取り組んでおります。また、平均的な学力レベルも比較的高めで、私が教育委員をしている頃には、追手前高等学校や高知高専へ進学する生徒の数が、お隣の香長中学校とほぼ同数という時期もありました。特認校として、より多くの生徒が香南中学校に校区外通学をしてくることを期待しております。

続きまして、南国市これからの教育・保育の在り方についての答申についてお聞きします。

答申では、稲生小学校、大湊小学校、香南中学校の3校については、望ましい学校規模の目安の考え方に基づき、改善が見込まれない状況となった場合は、学校再編等も含めた検討を始めることが必要であるとありますが、今後の方向性をお願いします。

○議長（西本良平） 教育長。

○教育長（竹内信人） 児童生徒数の減少に伴う学校再編につきまして、南国市これからの教育・保育の在り方についての答申も踏まえまして、現状の基本的な考え方を申し上げます。

現在、全国的な少子化の進行によりまして、本市におきましても、その傾向は緩やかではありますが伺えます。その中で、学校再編や統廃合についても様々な御意見をいただいております。私自身の考え方としては、可能な限り地域に学校は必要であり、残していくべきではないかというふうに思っております。特に小学校は、単なる教育施設だけでなく、地域社会を支える極めて重要な基盤だからです。学校があることで、子育て世代は地域で安心して暮らすことができます。また、地域に子供たちの声が響き、学校行事を通じて地域のつながりが生まれ、人と人との関係が維持されております。小学校は地域コミュニティの中心的存在でありまして、地域の未来を支える役割を担っています。

もし小学校がなくなればどうなるか。通勤距離が長くなるという問題だけではありません。保護者にとって、子育て環境の不安が大きくなり、子供を育てるなら別の地域へと考える方が増える可能性があります。また、転入で移住を考える場合にも、子育て世代は二の足を踏むこ

とも考えられます。特に若い世代の人口流出につながることは、極めて大きな課題と考えております。学校がなくなることで地域から子育て世代が離れ、さらに人口減少が進み、地域の活力が失われていく、その流れが加速すれば、地域そのものの存続にも関わる問題となります。つまり、学校の再編は、単なる教育行政上の効率化の問題ではありません。地域振興、人口減少対策、さらには地域政策全体に関わる重要な課題であり、市民生活に直接影響する問題であるというふうに考えております。

さらに、学校は防災面においても大変重要な役割があります。多くの学校は災害時の避難所として位置づけられております。防災面での備えを求められている昨今、地域に学校があるということは、住民の安全を守る拠点が存在するということでもあります。学校がなくなるということで、避難所機能が低下し、高齢者や子供たちが迅速に避難することが難しくなる地域も出てきたり、日頃から学校を中心に築かれている地域のつながりは、災害時の助け合いにも大きく関わってまいります。そういう意味においても、地域に学校が存在する意味は非常に大きいと考えております。

もちろん、教育環境の充実は重要です。一定規模の集団活動や多様な人間関係の中で学ぶ機会も必要です。しかし、その課題は、ただ学校をなくすことだけでしか解決できないものではありません。現在行われているICTを活用した学校間交流や合同授業、また合同で行う学校行事など、小規模校のよさを生かしながら、教育の幅を広げる取組も進めております。小規模校には、一人一人、丁寧に寄り添える教育や地域と密接につながった学びなど、大規模校にはない価値があります。実際、約20年間続いております本市の特認校制度には、小規模校のよさを求めて、切れ目なく、毎年、応募があります。近年は、学校やスクールバスのキャパを超える応募により、抽選で入学生を決定する年があるなど、保護者のニーズも続いております。

また、浜田議員が教育委員時代にもお世話いただきました、南国市これからの教育・保育の在り方についての答申を受けたとき、6年前になりますが、推測した児童生徒数から言いますと、17校中11校が推測を上回る児童生徒数であり、減少幅が小さい状況もあります。逆に特別支援学級の増加により、教室不足を心配しなければならない学校も出てきております。そういった状況もありまして、効率性だけで学校の在り方を判断するのではなく、子供たちにとって何が最善か、地域にとって学校がどのような存在であるのかをしっかりと見極めながら、慎重に対応していかなばならないと考えております。決して統廃合しない、学校再編を考えないと言っているのではなく、最後の手段にするという思いがあります。このようなことも踏まえまして、今後も保護者、地域、学校現場の声を丁寧にお聞きしながら、可能な限りの地域の学校を

守っていくという姿勢で取り組んでまいります。

○議長（西本良平） 浜田雅士議員。

○20番（浜田雅士） ありがとうございます。前に教育長と話をしたときにも、大湊地区は学校に対する地元の熱がすごいですねとおっしゃってくださっていました。本日、このお話をお聞きして、本当に安心をしました。先月は、大湊小学校で行われたスポーツフェスティバル、運動会ですけれども、これに行ってきました。児童数が8名なので、紅白に分かれることもできず、紅組は児童たちで行い、白組は保護者や地元の人たちがチームをつくって運動会を行いました。会場の大湊小学校体育館には、保護者のみならず、卒業生はもちろん、地元の方々が大勢集まり、盛り上がりました。中には今年100歳になるおばあさんまで駆けつけて来て、皆と一緒に子供たちを一生懸命、応援してくださいました。そして、6月の第1土曜日に行われたえんこう祭りにも、地元の方々や、地元外に住んでいる元住民の皆さんがたくさん参加をしてくれました。えんこう祭りには、平山市長も来てくださって、地元の熱を感じてくださったことと思います。地域の核となるのは学校、そして住民の元気の源となるのは、やはり地元の学校に通う子供たちです。これからも子供たちのため、そして地元の人たちのために、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、消防団員の防災士資格取得についてお聞きします。

昨年12月の定例市議会で、消防団員の防災士取得についての質問とお願いをさせていただきました。その後の南国市消防団長の意見や、どのように進展をしているのかをお教えください。

○議長（西本良平） 消防長。

○消防長（三谷洋亮） 防災士資格取得については、消防団長と協議し、消防団として消火や救助活動以外にも避難所等での活動に防災士の知識が必要であるとの認識が一致し、令和8年度4月の定例幹部会において、全消防団員対象に資格取得の有無について調査を行いました。今回は希望者がおりませんでした。

また、消防団員の研修につきましては、消防学校で行われる基礎教育や幹部教育がありますが、参加希望者が少なくなっております。以前、議員がおっしゃったとおり、防災士については、災害時の避難誘導や避難所運営等の支援活動に欠かせない資格であると思いますので、消防学校の教育訓練と併せて、必要について働きかけをしていきたいと思います。以上です。

○議長（西本良平） 浜田雅士議員。

○20番（浜田雅士） ありがとうございます。日頃から防災・減災に取り組んでいる消防

団員として、防災士取得の希望者がいないということは、本当に残念です。分団によっては何名か防災士の資格を取得している団員もいるようですが、取得者数がゼロの分団も結構あるようです。何事も役に立つもの、そして頼りになるのは経験値です。そして、その経験がなければ、知識が大変役立ちます。せめて1つの班に一、二名は防災士の資格を持ってる団員がいたほうが安心です。南海トラフ地震のときはもちろんですが、ほかの災害時にも生かせるように、これからも積極的な取組をよろしくお願いいたします。

以上で私の一般質問を終わります。丁寧な御答弁をいただき、本当にありがとうございました。

○議長（西本良平） 8番杉本理議員。

〔8番 杉本 理議員発言席〕

○8番（杉本 理） 議席番号8番、日本共産党の杉本理です。よろしくお願いいたします。

今議会では、一般質問の前に6人の新任課長の皆さんに御挨拶をいただきました。皆さんが緊張した面持ちで課長として取り組む職務内容や意気込みを語る姿を見て、7年前の、私も初質問を思い出したところでした。初心忘れるべからずということわざもありますけれども、皆さんの真っすぐな話しぶりを見て、改めて私も気を引き締めて、議員として頑張らねばいかなんということを思ったことでした。

また、私の7年前の初質問は、今日と同じ総括方式で行いました。今議会では、唯一、この形式での質問者となってしまいました。総括は、一問一答形式とは違い、お互いの考えをまとめて述べ合える大事なものだと思います。南国市議会は、この2つの形式を議員が選べる珍しい議会になっています。これからも適宜、一問一答形式と併用していこうと思っております。

さて、まず1番目として、公共交通についてお伺いをいたします。

南国市では、列車が土讃線とごめん・なはり線、軌道線がとさでん交通、路線バスがとさでんと高知東部交通と嶺北観光自動車、そして市役所が担当しているNACOバス、乗合タクシー、デマンド交通と、実に様々な公共交通があります。この路線網が市民にとって使いやすいもの、利便性の高いものになるようにと思い、今回、取り上げさせていただきます。

先日、国会において、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律が、自民党、立憲民主党、共産党などの賛成多数により可決され、6月10日に公布施行されました。今回改正された概要は、1つ目が、地域旅客運送サービスの持続可能性を確保するための自動車地域旅客運送サービス再構築事業を創設すること、2番目として、地域の関係者相互

の連絡調整・連携を促進する連携促進団体の位置づけを法律や条例に基づき設置される法定協議会構成員として明確化すること、３番目として、自治体が主導する地域公共交通特定事業の事業実施計画作成時における交通事業者の情報提供の応諾義務などがあります。今回の法改正の動きに絡んでだとは思いますが、先日の新聞報道によると、国が交通空白地のアンケートを行ったと書かれておりました。その結果を見ますと、前回は2,057か所、交通空白地があったということが示されており、今回は実に2,740か所、ほとんどの自治体が回答をいたしておりますので、自治体平均で１件から２件、交通空白地があるということには平均ではなると思いますが、これはなかなか厳しいものだとは感じました。都会の自治体なんかも回答はいたしておりますけれども、そういった意味では、地方ではさらにこれは空白地をもっと答えているのかなというふうには思います。新聞報道はかなり簡単に書いておりますので、本市にもこのアンケートが来ていると思いますが、このアンケートの質問内容と、本市ではどのように回答したのか、お伺いをいたします。

今議会初日の市政報告では、高知県地域公共交通活性化協議会でのとさでんバス路線の末端区間短縮が表明されたと報告がありました。本市関係では、領石線、高岡線、そして前浜～パークタウン線が今年の10月１日よりの退出ということで、市政報告がありましたけれども、その概要についてお聞かせください。

また、市長の市政報告では、10月１日以降の代替交通手段の確保に向け、取組を進めていくと発言をされましたが、今のところ、どのようなものを考えているのかお聞かせください。

また、この両路線には、領石出張所と前浜車庫があります。領石のほうは、引き続き嶺北観光自動車の路線がありますので、嶺北に向かう際に、お客様や乗務員のお手洗いなどとして、引き続き使用していくものだとは思いますが、前浜のほうは、とさでんとしては土地、建物ともに不要のものになるかと思えます。そうすると、現状使っていますNACOバスとしましては、折り返し場所がなくなってしまい、運転手さんの休憩場所にも困ることにはなるのではないのでしょうか。本市として、これ、どこが土地、建物を持ってるか、私、分かりませんが、ひょっとこれがとさでんの物であれば、とさでんとの間で、例えば売却してもらったり貸してもらったりの手だてを打つことが必要かと思いますが、そのあたりを市としてはどのように考えていらっしゃるのでしょうか、答弁をお願いいたします。

次に、NACOバスについてお伺いをいたします。

現在、４路線ありますけれども、４月の新図書館、ごめんちあのオープンに合わせまして、シンボルロードを通る路線もでき、利用者の利便性が向上したことと思います。今後、駅前広

場が整備されると、駅前広場に乗り入れることになるのでしょうか。乗り入れるのであれば、4路線、それぞれどのような路線形態にすることを検討しているのか、お聞かせください。

次に、新聞報道で、ＩＣカード「ですか」の利用をやめ、ＪＲ西日本のＩＣＯＣＡに全県的に替わっていく旨、報じられました。ということは、ＮＡＣＯバスなどで、本市も「ですか」を使ってお客様が乗り降りをする、またこの乗り降りのデータなんかも収集されてるかと思いますが、これがＩＣＯＣＡに替わるということになれば、いつその「ですか」をやめて、いつからＩＣＯＣＡを使う、そういったこと、スケジュールも含めて概要をお聞かせいただけたらと思います。

次に、乗合タクシー、デマンド交通についてお伺いをいたします。

令和６年１０月より、空港乗合タクシーと平野部のデマンドタクシーの実証運行が開始されましたが、現在、どのような状況になっているのか、お聞かせください。

次に、空港乗合タクシーは、実証運行から本格運行に移行したと記憶しておりますけれども、平野部のデマンドタクシーについては、市のウェブサイトを見ましたら、いまだに実証運行になっていると思います。実証運行をどんどん延ばして、今回はたしか９月いっぱいの期限をしていたかと思いますが、これ、９月いっぱいをもってやめるのか、それともまた今後とも続けていくのか、お答えいただけたらと思います。

このデマンドタクシー、私も、地域の高齢者の方々ですとか障害者の方々など、いろいろな方に、こんなタクシーがあるんですよということを話をさせていただいておりますけれども、まだまだ存在を知らない市民が少なくありません。まだまだ周知が必要だと思いますけれども、どのように周知を、今しているのか、また今後どのように周知をしていくのか、お答えいただけたらと思います。

次に、後免駅前広場整備計画についてお伺いをいたします。

後免駅の国道１９５号線側の砂利のスペースが閉鎖され、３か月弱がたとうとしています。図書館やシンボルロードができ、今度はあの場所に何ができるのか、楽しみにされている市民の方もいらっしゃるのではないのでしょうか。今年度の当初予算審議でも少しお伺いをいたしました、改めて後免駅前広場の整備計画の概要について、今日は議案として提案もされたこともありますので、今後のスケジュールも含めてお聞かせいただけたらと思います。

現在の後免の南側のロータリーにつきましては、ロータリーというか、降りたところですが、タクシー乗り場やエレベーターホール前の歩道がかなり道路から高くなっておりまして、視覚障害者の方より不安の声が寄せられております。整備計画ではバリアフリー対策はど

のように位置づけられているのでしょうか、お聞かせください。

これもまた今現在の話になりますが、線路と並行して東西の道路があるかと思います。これ、なかなかの交通量がありますし、また歩道もなく、車の走行にはかなり気を遣う道路となっております。今度新しくつくるあそこの整備計画は、歩行者の安全確保や車の離合などへの配慮についてはどのようになっていますでしょうか、お聞かせください。

次に、3番目として、平和行政について質問をしてみたいです。同僚議員の質問と多少重複いたしますが、御容赦いただけたらと思います。

(1)として、平和行政のより一層の前進をということで、順次お伺いをいたします。

新聞やテレビなどで報道がされておりますけれども、トランプ米国大統領とイランのペゼンジュイアン大統領が、全ての戦線における軍事作戦の即時かつ恒久的な終結を盛り込んだ覚書に正式に署名をし、発効したということです。アメリカの国際法無視の先制攻撃から始まった今回の事態は、ようやく戦闘が終結することになりました。同僚議員も質問をしておりましてけれども、原油の供給不安やナフサ不足といった事態が好転していくことを願うばかりです。今回の戦争を見ましても、平和でこそ市民の安心・安全が守られ、中小企業の皆さんも安心して商売ができる、そんなことを強く感じましたが、本市におきましても、市民の命を守るという観点から、平和行政のより一層の前進が必要だと感じています。その点について、市長の思い、決意をお聞かせいただけたらと思います。

先日、核兵器廃絶の平和行進代表団が、市長とお会いをいたしました。私も同席させていただきましたが、例年以上に市長と心の通うやり取りではなかったでしょうか。この代表団との話、改めて市長よりそのときの感想及び核兵器廃絶への思いをお聞かせいただけたらと思います。

また、その際に、庁舎北東角にあります、「非核平和宣言のまち 南国市」と書かれた金属の柱について話題になりました。市長は、建てられた当時の記憶について一緒に話題にされ、参加者から示された写真につきましても感想を述べられておりました。現在、その当時建てられた木の柱から金属の柱に替えられておりますけれども、この金属の柱、私も参加者の方から言われて、あ、そんなのあったがやと思って、後日、改めて見に行きましたら、ひなた側が特に色が薄くなっておりまして、日陰側は見えるんですけども、ちょっとやっぱり色が薄くて、そもそもあそこ、植栽が大分生い茂っておりまして、何があるがやろという感じな、かなり目立たなくなってしまうのが現状だと思います。平和行政を、やっぱり平和を大事にする南国市だということを示す上でも、もっと大きな看板を構えるか、せめて色を再度塗り直

してはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

平和行政についてさらに話を進めますが、昨年度、本市では2つの主催行事を行いました。1つはM I A R E !での戦争企画展、もう一つは庁舎2階で行われました平和首長会議の原爆ポスター展です。昨年私の質問に対し、戦後80年なので開催をしてお答えいただいたと記憶しております。市の平和行政というのは、例えば戦後80年という節目だから、言葉を選ばずに言うと、そのとき限りやればいいということにはならないと思うんです。今年度もぜひ何らかの平和企画を行ってほしいと思いますが、現在のところ、市として何か考えておられますでしょうか、お聞かせください。

次に、平和教育についてお伺いをしてみたいです。

本市の学校では、掩体の学習や、修学旅行では広島に行って学んでくるなどの平和教育に取り組んでいるものと承知をしております。児童生徒、そして教職員の皆さんの自主性の下、これからもぜひ続けていただきたい取組だと思っております。南国市に限らず、全国の学校現場において、何らかの平和教育が行われていると思いますが、先日の新聞報道によりますと、その平和教育に萎縮の動きが見られるそうです。沖縄の県立学校では、米軍嘉手納基地を見学するため、基地を一望できる道の駅かでなを訪れる予定でした。しかし、先日の転覆事故の後、管理職から論争が起きてしまうなどと言われ、取りやめにしたそうです。また、出前授業を扱う企業に対し、米軍基地を扱わないよう要望する例もあったと報道されています。今回の名護市辺野古沖の転覆事故につきましては、校外学習に真剣に取り組んでいた貴い命が失われてしまう重大事故であり、海上保安庁などにより、しっかりと事故原因の究明、再発防止に取り組む必要があるのは言うまでもありません。

また、学校内はもちろんのこと、校外においても、児童生徒の安心・安全が最優先にしなければならないというのは、保護者、教職員、みんなの思いではないでしょうか。しかし、こういった安全管理の問題と教育内容への過度の介入は、問題のすり替えだと言わざるを得ません。今回、文科相は、教育基本法の政治的中立性を持ち出し、学校への介入を行い、さらには全国調査に乗り出そうとしています。私たち市議会議員も政治家の一員でありますから、例えばこういう一般質問などにおいては、児童生徒、教職員の皆さんの自主性を重んじ、人権などの重大事態等を除き、教育内容には踏み込んではいないのことはもちろんのことです。ましてや法令解釈を厳格に行うべき文科相が、今回のような動きをするのはいかなるものかと思えます。

そこで、まず今回問題となっております教育基本法第14条及び第16条にはどのように書かれ

ているのか、お答えをお願いいたします。

次に、特定利用空港指定化について伺いをいたします。

特定利用空港指定化につきましては、昨年8月に国より説明があり、今年の4月に指定となりましたが、市と県、共同で、国に対し3つの事項について申入れを行っていたと思います。この件も含めて、防衛省等より今現在まで何か連絡はありましたでしょうか、お答えをお願いいたします。

また、その3つの申入れ項目の中に、市民、県民への丁寧な説明を求めるという項目があったと思います。県外では、例えば北海道の旭川空港において、一度きりではありましたが、説明会が開催されたようです。本来であれば、国の制度として国の空港が指定されたわけですから、国が直接来て、例えば本市であればM I A R E！や各地域の公民館での説明会を開催すべきだと思います。その点については、引き続き国に対して求め続けていただきたいと思います。が、いかがお考えでしょうか。

最後、4番目として、高知龍馬空港騒音対策について伺いをいたします。

空港周辺の田村や久枝の住民の方より、空港の騒音、臭いについて、もう少し何とかならないかと相談がありました。離発着はもちろんのこと、特に早朝の駐機中のやかましさにについて、大変にお困りの様子でございました。

そこでお伺いをいたしますが、空港周辺の環境対策等について、周辺地区と関係行政機関が情報や意見を交換する組織があると思いますが、どのような組織なのか、組織名やどんなことを行っているのか、お聞かせください。

また、騒音も含め、様々な御意見が地元の皆さんから出されてると思います。覚えてる範囲で構いませんので、幾つかお聞かせいただけたらと思います。

以上で第1問目といたします。それぞれ皆さん、御答弁よろしく願いいたします。

○議長（西本良平） 答弁を求めます。市長。

〔平山耕三市長登壇〕

○市長（平山耕三） 杉本議員の平和行政についての質問にお答えします。

これにつきましては、今西議員にもお答えしたところでございますが、平和行政につきましては、これまでも本市の基本姿勢として取り組んできたところであり、世界の情勢が不安定化し、核兵器をめぐる緊張や地域紛争が続く今日におきまして、平和への尊さを改めて次世代に継承していく責任が自治体に求められていると認識しております。本市では、昭和58年に非核平和都市の建設を決議し、平成21年には非核平和都市宣言を決議しております。また、全国の

非核宣言自治体との連携組織にも加盟し、核廃絶や恒久平和の理念を市政に位置づけしております。

平和行政の取組としましては、これまでも学校教育におけます平和学習や戦争体験者の講話などを通じて、子供たちが戦争の歴史や平和の意義を学ぶ機会を設けてまいりました。また、昨年度は戦後80年を機に戦争企画展を開催し、市民から公募いたしました戦争遺品の展示や前浜4号掩体の発掘調査報告、そして高知の戦争遺跡についての記念講演を行ったところであります。今後におきましても、市民一人一人が平和について考え行動する機運を育て、本市の非核平和の理念を着実に次世代へとつないでいけるよう、平和行政に継続して取り組んでまいります。

また、原水爆禁止国民平和行進につきましては、1958年以来、毎年行われ、核兵器の廃絶と恒久平和の実現を願い、長年にわたり市民団体等が継続して取り組まれてきた活動であり、核兵器廃絶への機運醸成や平和意識の継承に一定の役割を果たしているものと認識しております。

杉本議員の言われました、私への要請に來られたときの感想ということでございましたが、本当に皆様の長期にわたる県内での平和行進などの活動への参加、また非核平和へのその強い熱い思いを会話の中で感じる事ができまして、私も感銘を受けたところでございます。

また、その中で、市役所玄関の北側に設置しております「非核平和宣言のまち 南国市」、そちらの標柱につきまして、あまり目立たないというような感想もいただきました。確かに、以前、私が市役所へ入ったとき、若かりし頃は、白い標柱が立っておりまして、物すごく目立ったものがあるということを、誰の目にも飛び込んでくるような状況もありました。それも思い出すところでございます。それに比べますと、確かに現在の標柱は少し目立たないというようにも、正直、思いました。ですので、今後、御提案の中で大きな看板というようにも御提案がありましたが、まずは色を塗り直すことができるかどうか検討し、対応を考えていきたいというように思います。

核兵器をめぐる国際情勢は、依然として厳しい状況にあり、このたびのイランでの戦争も核兵器の開発が背景にあると言われておるところです。この機会に平和の尊さや命の大切さについて改めて考え、行動につなげることは極めて重要であります。戦争の悲劇と悲惨な経験を二度と繰り返さないためにも、世界の平和を願い、訴え続けていかなければならないと考えておるところであります。以上でございます。

○議長（西本良平） 企画課長。

〔田所卓也参事兼企画課長登壇〕

○参事兼企画課長（田所卓也） 交通空白地に関するアンケート調査につきましては、令和7年度に国が実施した調査において把握された、全国約2,500地区の交通空白地等における、解消に向けた取組の進捗確認に加え、調査後に新たに発生した交通空白地等の状況を把握することを目的に、本年2月に全市町村を対象として実施されたものであります。調査内容は、市内のエリアごとに交通空白地の有無、人口、課題及び地域での困り事を問うほか、交通空白地の解消に向けた取組状況や地域公共交通計画への位置づけなどについて質問するものであります。

なお、今回の調査における交通空白地の定義は、単に駅やバス停からの距離のみで判断するのではなく、地域の実情や利用者目線を踏まえて判断するよう留意事項が示されており、具体例として、駅から500メートルの徒歩圏内であっても、列車の便数は極めて少なく、移動手段として利便性が低いケースや、乗合タクシーの運行はあるものの、前日予約が必要である、朝夕に配車されないといったケースについても、交通空白地と位置づけることが望ましいとされておりました。

本市の回答といたしましては、市内を5つのエリアに分けて、それぞれに交通空白地がある旨、回答いたしました。主な課題としては、路線バスの停留所や鉄道駅へのアクセスが困難であること、運行本数が少なく、利便性が低いこと、また乗合タクシーにおいても前日予約が必要であることなどを上げております。

次に、とさでん交通のバス路線、領石線、高岡線及び前浜～パークタウン線の一部区間からの退出の概要につきましてでございますが、まず領石線、高岡線につきましては、領石出張所及びオフィスパーク第二から医大病院バス停までの間、また前浜～パークタウン線につきましては、前浜車庫から芦ヶ谷バス停までの間を、本年9月30日をもって退出するというものであります。その理由といたしましては、利用者が極めて少なく、路線バスとしての維持が困難なためというものであります。

この路線退出に対しての代替交通といたしまして、領石線、高岡線の退出区間である領石出張所から医大病院の間、及び前浜～パークタウン線の退出区間のうち、里改田から芦ヶ谷の間において、運行本数は減少いたしますが、予約型の定時定路線型乗合タクシーの運行に向けて、現在、準備を進めているところであります。

なお、とさでん交通株式会社が所有する前浜車庫の建物及び敷地の今後の具体的な取扱いにつきましては、現時点では同社からお話を伺っておりません。

次に、N A C Oバスの駅前広場への乗り入れについてでございますが、N A C Oバスは高知医大～久枝線、医療センター～後免町線、植田～J A高知病院線、前浜～J A高知病院線の4路線があります。新図書館ごめんちあのオープンに合わせ、本年4月からはシンボルロードを高知医大～久枝線及び医療センター～後免町線の2路線が運行を開始いたしました。今後、駅前広場が整備されれば、4路線全てが駅前広場へ乗り入れることが可能になると考えられますが、その運用に当たりましては、周辺のバス停留所の配置も含めた総合的な検討が必要であると考えております。

また、I Cカード「ですか」につきましては、関連機器等の更新に伴う莫大なコストや県外からの観光客、ビジネス客における利便性の課題を解消するため、県内でのアンケート調査結果などを踏まえて、交通事業者等の関係機関で構成される「ですか」協議会でJ R西日本のI C O C Aへの移行が決定いたしました。令和10年10月以降は現在の「ですか」が利用できなくなるため、それまでに空港連絡バスや路面電車、路線バスへと段階的に新サービスを開始していくと伺っております。本市におきましても、現在はI C O C A導入に向けた意向調査が行われている状況であります。

次に、乗合タクシー及び平野部における南国市デマンド交通の状況についてでございます。

杉本議員が言われるように、空港乗合タクシーにつきましては、利用状況を鑑み、令和7年10月から本格運行へと移行いたしました。一方、南国市デマンド交通につきましては、令和7年4月からエリアを拡大して運行しておりますが、その利用状況を踏まえ、令和9年3月まで実証運行を継続することを、昨年12月の南国市地域公共交通会議で決定いたしました。

利用状況につきましては、空港乗合タクシー、南国市デマンド交通、ともに伸びてきておりますので、今後もその推移を注視するとともに、さらなる運行の周知に努めてまいりたいと考えております。

また、周知の取組につきましては、令和7年度に広報紙へ掲載したことで利用が伸びた実績があることから、本年の「広報なんこく」6月号でも、見開き半ページを使って紹介したところでございます。今後とも、引き続き丁寧な周知に努めてまいります。

次に、高知龍馬空港の特定利用空港指定につきましては、国から説明があった昨年8月に、1つ、国において、県民の理解が得られるよう丁寧に説明を行うこと、2つ、民間の利用に配慮し、県民生活に影響が出ないようにすること、3つ、県民や利用者の安全に万全を期し、事故があった場合には国が責任を持って対応すること、この3点について、県とともに口頭で申入れを行ったものと考えております。

また、4月に指定の公表があった日に、高知県からは、1つ、県民の理解が得られる丁寧な説明、2つ、高知県、南国市への適時適切な情報提供、3、民間利用の優先、4つ目、事故があった場合の責任ある対応について、国に対し、再度、口頭で申入れを行ったと伺っていますが、本市に対しましては、昨年8月以降、国からは特に連絡等はございません。特定利用空港に関しまして、南国市としましては、国のほうから説明をしていただきたいというスタンスでありますので、引き続き申入れを守っていただくよう、県とともに申入れを行っていききたいと考えております。

次に、空港周辺の環境対策等について、周辺地区と関係行政機関が情報や意見を交換する、高知龍馬空港周辺地区連絡会につきましてですが、杉本議員が言われるように、空港周辺の地区と関係行政機関が情報や意見を交換することで、空港と周辺地区がともに調和の取れた発展を図ることを目的に、平成19年に設立されております。連絡会は、空港周辺の騒音指定区域内の12地区の代表者及び高知空港事務所、高知県、南国市で構成されており、国や県が実施する騒音測定結果の報告が主な議題となっております。そのほかにも、航空便の運航状況や空港の保安施設の整備の状況等についての報告がなされるときもございます。地域の方々からの意見としては、騒音測定の場所や時期、騒音対策区域の見直しに伴い住宅騒音防止対策事業の対象から外れたことに対する質問、また過去には臭い等に関する質問が出ていたことを覚えております。以上です。

○議長（西本良平） 都市整備課長。

〔篠原正一都市整備課長登壇〕

○都市整備課長（篠原正一） 杉本議員の後免駅前広場整備計画についての御質問にお答えいたします。

まず、駅前広場整備工事のスケジュールにつきましては、契約議決後、速やかに工事に着手し、令和9年3月末までの完成を目指してまいります。整備に当たりましては、町とつながる駅をコンセプトに、シンボルロードと一体感のあるデザインによって駅前空間の形成を進めてまいります。

具体的には、ロータリーの整備により、路線バスの乗り入れを可能とするとともに、車道周辺にはゆとりある歩行空間を確保いたします。また、雨の日でもぬれずに駅構内まで移動できる屋根を設置いたします。さらに広場内には11台分の駐車場を整備するほか、朝夕の送迎車両が利用できる乗降スペースも確保いたします。このほか、「やなせたかしが育ったまち南国」のデザインプレートや撮影スポットとなるモニュメント、やなせたかし先生ゆかりの地や後免

町の由来などを紹介する観光案内板も設置する予定でございます。また、国道沿いの緑地スペースには、昭和3年に駅前に桜並木が整備されたことを記念して建立された石碑を移設するとともに、その周辺には桜を植栽し、かつての駅前の趣を残してまいりたいと考えております。

次に、バリアフリー対策につきましては、歩道やバス、タクシーの乗降場に点字ブロックを敷設するとともに、バスやタクシーの乗り降りが円滑に行えるよう、可能な限り段差のない構造といたします。

また、交通安全対策につきましては、駅前広場の整備後、駅の南側を東西に走る市道後免駅前線と駅前ロータリーが接続することとなります。このことにより、駅を利用される歩行者と一般車両との動線が一部交わる箇所が生じるため、歩行者の安全確保が重要であると考えております。今後は、警察との協議結果を踏まえ、路面標示や注意喚起看板の設置など、必要な安全対策を講じ、歩行者の安全を最優先とした駅前環境の整備に努めてまいります。以上でございます。

○議長（西本良平） 渡部副市長。

〔渡部 靖副市長登壇〕

○副市長（渡部 靖） 杉本議員の平和行政の取組につきましての御質問にお答えいたします。

平和行政の取組といたしまして、先ほど市長から答弁がありましたとおり、昨年度は戦後80年を機に、M I A R E！において戦争企画展を実施いたしました。また、市役所庁舎2階のエレベーターホールにおきまして、8月1日から15日まで、平和首長会議で用意された原爆ポスターの展示を行いました。本年度の取組につきましては、関係課におきまして取組内容を協議しておりますが、まだ固まっておりませんので、内容が固まり次第、またお知らせしたいと思います。以上でございます。

○議長（西本良平） 学校教育課長。

〔池本滋郎学校教育課長登壇〕

○学校教育課長（池本滋郎） 教育基本法第14条2項では、学校が特定の政党の支持やこれに反対するための政治教育の禁止、第16条においては、教育は不当な支配に屈することなく行われるべきであり、教育行政は国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならないと規定をされております。

○議長（西本良平） 教育長。

〔竹内信人教育長登壇〕

○教育長（竹内信人） 今回の辺野古沖の事故につきましては、まず何よりも事故によって貴い命が失われたことに深い哀悼の意を表したいと思います。今回の事故、修学旅行がどのような計画の下、実施されたかというような詳しいことについては承知しておりませんので、あくまで一般論として申し上げます。学校教育においては、政治的中立性を確保することは極めて重要であり、特定の立場に立って児童生徒への誘導するような指導は慎まなければならないというふうに考えております。一方で、社会で起きている出来事を教材として扱うこと自体が直ちに問題になるわけではないとも考えております。例えば、災害や事故の報道を通じて、命を守ることや安全管理を学ぶこと、あるいは地域課題を通じて、多様な意見が社会には存在するということを学ぶことは、教育として大切な側面があります。今回の事案でも、例えば地域住民、国、または防衛、環境など、様々な立場の意見があるといった多面的に考える授業であれば、教育的意義はあると思います。しかし、一方で、特定の政策や運動について、賛成、反対の立場を前提として子供たちに受け止めさせるような指導になれば、政治的中立性との関係で慎重であるべきだというふうに考えております。

文部科学省が、今回、政治的中立性の観点から一定の判断を示したことについては、教育行政として真摯に受け止める必要がありますが、学校現場では、社会問題を扱わないのではなく、多様な視点を示しながら子供自身が考える授業にするという視点が重要であると考えております。南国市教育委員会といたしましても、教職員に対して学習指導要領や法令を踏まえながら、児童生徒の発達段階に応じた適切な指導を行うよう、引き続き周知してまいります。

○議長（西本良平） 杉本理議員。

○8番（杉本 理） それぞれ御答弁ありがとうございました。

まず、公共交通についてです。

交通空白について、5つのエリア、それぞれに交通空白地があるという旨、回答したという答弁でした。私、冒頭に触れましたとおり、様々な公共交通が、本市にありますし、乗合タクシーなんかは、真ん中以外は、南部と北部とかなりの面積はカバーしているので、空白なしと回答されているのかと思っておりましたので、少し意外でした。確かに言われたとおり、通常のタクシーの利便性には明らかに劣るわけですから、理屈としては分かります。今後、利用客数を増やした上で、理由として上げられた項目について、少しずつ解消の努力をしていただけたらと思います。

路線バスについては、やはり利便性は劣るものの、今回はその代替の手段として、定時定路線型乗合タクシーを構えるというお答えでした。

また、車庫については具体的な申入れはないということでしたが、とさでんにとっては、少しでも、遊休資産になるわけですから、遊休資産を売却したいと思ってと思うんです。そうなると、なくなってしまうと大ごとですので、早急な対策が必要かと思います。その点についてよろしく願いいたします。

また、NACOバスについてですが、駅前広場への乗り入れについては検討中ということでした。ごめんちあに続き後免駅にも寄るとなると、信号に引っかかったりなんかすると、多少は時間はかかりますが、やはりロータリーに入れる必要はあると思うんです。特急南風の停車駅、県内で言うたら、大杉ですとか土佐山田、高知駅なんか、全て路線バスが乗り入れております。後免駅だけがロータリーに乗り入れてないということになっておりまして、現状ではスーパーの前まで行かないとNACOバスに乗れないという状況になっています。スーパーの前まで行くと、雨にもぬれますし、暑い、寒いがありますので、ぜひとも乗り入れをしていただきたいと思います。

ICカードにつきましては、多少余談になりますが、私が乗務員時代には、特に朝のラッシュ時には大いに助かった思い出があります。導入時までは紙の定期券や回数券の確認を、ほんでアナログでしたので、また割引種別が何種類もある各種障害者手帳の確認に手間取り、あまりにも僕がじっくり見たために苦情のお電話をいただくこともありました。ICカード導入後は、ぽんぽんとどンドン、正常な音が鳴っているときはお客様の顔を見て、異常音が鳴らなければ、本当にお客様の顔を見て接客ができたという思い出があり、それ以降、本当に乗務員の負担が非常に軽くなったなという思い出があります。両替機なんかもぎっちり詰まっておりましたので、チャージをするということであれば機械を通さないで、両替機対応などもなくなって、負担が非常に軽くなったという思い出があります。その当時、会社に言われたのは、なぜICカード「ですか」を導入したのかということで、ICOCAなども検討したが、手数料収入が県外に行ってしまうことになるということで、県内の企業として設立をしたんだということを会社から聞いた覚えがあります。ICOCAをわざわざ検討してるということがあれば、比較検討した上でそっちのほうが安いということなんだとは思いますが、昨今、スマホで皆さんやってるわけですから、今回、私も行政視察で、ほとんど、近鉄ですとかいろんなところ、スマホのICOCAで通過をして、一々切符を買うことなく通過をするという、本当に便利な体験をしましたけれども、県内においても、そういうふうにとどンドン、定期券機能なども搭載すれば、運転手も利用客も本当に助かると思うんです。何よりも県外客の皆さんに、「Suica使えんが」「ICOCA使えんが」ってぎっちり運転手が言われるわけです。この運転手

の負担、それから県外客の皆さんの利便性を考えたときに、ああ、I C O C Aにするんだなと、これはいいことやなと僕は思ってます。I C O C A導入するのは県内ほとんどの交通事業者だと思いますけれども、N A C Oバスも含めて、県内事業者がスムーズな移行ができますよう、市としても取組をしていただきたいと思っております。

実証運行につきましては、今年度いっぱいには運行されるということで、少し安心をいたしました。実証運行って書いてあると、いつやまるがやろうという不安がやっぱりあるので、今後そういう周知を行き届かせて、実証の2文字が消えるようなことになるように、楽しみにしています。

交通空白につきましては、6月10日に国土交通省「交通空白」解消本部より、「交通空白」解消に向けた取組方針2026が発表されました。質問の打合せの際にはその発表がなかったので、簡単に言いますけれども、ここで紹介しようかと思ったんですが25ページもあるので、これ、紹介すると質問時間がなくなりますので、全部は紹介しませんが、この文書の中で、交通空白地には見えない壁が3つあるんだと言っているんです。時間の壁、経済の壁、それから機械の壁ということで、3つの壁があって、交通空白地の皆さんはお困りになっていることが述べられ、この解消に向けて国土交通省は頑張るんだということが示されています。生活交通と、それから観光振興の双方の役割を有することも大事ではないかと指摘をされておりますので、執行部の皆さんも、これ、企画課に任せずに、ぜひいろんな面で公共交通の維持発展についてお考えいただけたらと思うんです。この取組の方針で、観光振興のほかに、例えばスクールバスについても言及がありましたし、それから福祉車両、それからまちづくり、住宅政策なんかも書かれておまして、国土交通省の文書でここまで手を広げて考えているのかと感心させられたと同時に、そんなに広げて交通空白の取組ができるのかって不安になるぐらいかなり手を広げておりますけれども、少なくとも国土交通省はそういうふう今年度は取り組もうとしておりますので、企画課を中心として、ぜひその方針に基づいてというか、方針を生かして、ぜひ取り組んでいただけたらなというふうに思っています。

次に、駅前広場の2問目ですけれども、私、高知駅の南側のロータリーと同じものができるのかなというふうに想像しておったんですけれども、今の課長の答弁をお聞きしますと、駅の南側を東西に走る市道後免駅前線、これがロータリーに入れなくするのではなく、ロータリーに入れる状態にするという答弁やったと思うんです。これは東からも西からも入れるという理解でよろしいのでしょうか、お答えをいただけたらと思います。

それと、お答えの中で、これ、歩行者と一般車両との動線が一部交錯する箇所が生じる、こ

それは市道後免駅前線のことだと思いますが、そうすると、歩行者が歩いてるところを車が横切るということになるんだと思うんです、市道から来た車が。なるんだと思いますが、課長、歩行者の安全確保は重要であると考えておるということですが、再度、この点について、どういうふうに歩行者の安全対策を取るのか、お聞かせいただけたらと思います。

それから、障害者のことも、先ほど、私、触れましたけれども、その場所について、点字ブロックなどは、例えば道路に点字ブロックを敷くと、車が乗り入れるためにどんどん摩耗して、点字ブロックないなると思うんです。ないなったら、視覚障害者の方は、違うメッセージになってしまいますので、そこは点字ブロックを敷くのか、いや敷かないのかと、そんなこともお聞かせいただけたらと思います。

それから、あその場所全体の話ですけれども、お答えの中で、契約議決後、速やかに工事に着手するというお答えをいただきました。あそこ、4月に入って数日たったときに、もう既に入出口を閉めて、閉じておりますけれども、3か月近くたって、そんなに閉めるがやったら、車、止めらせてくれたらいいのなという声をいただきまして、工事開始ぎりぎりまで、以前のように駐車場として市民の皆さんに使っていただくわけにはいかないのでしょうか、お答えをいただけたらと思います。

次に、平和行政について、2問目でございます。

市長より力強い思い、決意が示されました。また、市長要請の際のやり取りなんかもお話をいただきました。去年もそうでしたけども、鹿児島から歩いたってという話ですとか、年度によっては逆に鹿児島まで歩いたとか、そんな話もお聞かせいただいて、昔は随分長い距離を歩いたんだなということを思ったことですが。

標柱については、ぜひ、お答えいただきましたけども、見やすくしていただきたいと。せめて見やすくしていただけたらなと。大事な取組なので、もっと大きくなったら本当はいいなと思うんですが、せめて文字を太くしていただき、太くというか、はっきりさせていただけたらなというふうに思います。

また、お答えの中で、今年度の取組については、内容が固まり次第、お知らせいただきたいということで、去年なんか、MIARE!で、参加者そのものは少なかったですけども、内容が非常によく、市の取組、それから記念講演なんか非常にいい内容だったと思うんです。これ、周知がもっともっと早ければ、もっといっぱい来たかなと思うんです。今回も、協議をしている最中ということで、例えば核兵器廃絶の取組なんか、どうしても8月、戦後何周年とかというのは8月にやる人が多いので、その時期だと、全然もう、1か月、2か月ないこと

になると思うので、去年のM I A R E ! の取組なんかであれば、秋口になるのかなと。秋口にしても、もっと早い周知があれば、南国市内外からいっぱい来てくれるのになと思いながら話を聞いておりました。どんな取組になるのか、楽しみにしておりますので、ぜひ、決まり次第、市民の皆さんにお知らせをいただきたいと思います。

それから、平和教育について、教育委員会から御答弁をいただきました。教育基本法第14条並びに第16条ということで、課長から条文の御紹介をいただきました。政治教育については、例えば学校現場の教職員の皆さんから、お、そういう解釈をするかって、以前、思ったことがあるんですが、政治的に中立でなければいかんと、教師はという思いを非常に大事にされた先生が、もう投票にも行ったらいかんと。自分の支持している政党に投票にも行ってはいかんとというふうに、真剣に語られた方がいらっしゃったというふうに聞きまして、非常に真面目な方だったんですけども、あ、そういうふうに理解されるがやというふうに思ったこともありました。政治教育そのものは、これ、大事なことで、まさに18歳選挙権なんかも、しばらくもう何年も導入されてたちまして、学校教育で政治教育をしっかりやることによって、どんな政治家を選んでいくのか、どんな政治、どんな行政を選んでいくのかということが、子供のうちにしっかりと学べる大事な機会だと思うんです。例えば学校現場で杉本理に投票しろとか、そんなことはもちろん言ったらいかんですけども、いろんな材料を、教育長も言われたように、提供していくということ、学習指導要領や法令を踏まえながらということが本当に大事なことでと思います。ということで、本当に教育長の思いのとおり、今後とも実践していただけたらなというふうに思っております。

続きまして、龍馬空港の特定利用空港指定化につきまして御答弁をいただきました。

昨年の8月の市と県の申入れが3項目と、それから4月に指定の公表があった日にさらに県から4項目、重複をしておりますけども、延べで7項目を市と県から申入れをしているという答弁がありました。それに対して、昨年8月以降、一切国から連絡がないという御答弁でありました。私も第1問目の質問で言いましたとおり、国の制度として、国の空港として指定をしたのですから、国が説明に来るのが筋ではないか、当然のことではないかと思います。一切無視をされるというのは、地方と国の関係からして、ちょっとおかしいことではないかと、私、思うんです。せめて説明会を、7項目について、市と県に対して、一個一個ちゃんと回答をする必要があると思いますので、再度、これ、国に対して申入れの必要があると思いますが、これ、通告しておりませんが、市長はどのようにお考えか、お答えをいただけたらというふうに思います。

また、説明会につきましては、国のほうに説明をしてほしいというスタンスであるという答えでありました。会場の手配のみをこちらで行うということであればということで、対応できるか検討ということでもありますけれども、確かに市のほうで代わりに国の説明をしてあげるというわけにはいきませんので。ただやっぱり会場の手配ですとか周知ですとか、その辺については国と協力して、説明会をやるということになれば、ぜひ協力してやっていただきたいというふうに考えております。

最後、龍馬空港の騒音対策について御答弁をいただきました。

平成19年に設立をされた連絡会だということでもありますけれども、答弁の中でありましており、私も住民の方から同じようなことを聞いております。騒音測定の場合や時期、これについて話を聞きましたところ、私も以前、課長からデータを見させていただきましたけれども、わざわざゴールデンウィークの直後ぐらいに、お客さんが全然乗らないような時期に測定をすると。そしたら、エンジンを吹かさないわけですから、当然、静かになるわけです。逆にゴールデンウィークとか、年末年始とか、盆暮れ、そういった吹かすような時期にちゃんと騒音測定してほしいなというふうに思ったりもします。

また、以前、課長から頂いたデータでは、2か所しか調べてないと、たしか私、記憶してるんです。滑走路もかなり長いですし、音そのものは、ここ、市役所におっても聞こえるわけですから、もっともっと騒音の測定場所は増やすべきではないかなというふうに思います。

また、2人の方から話を聞いておりますけれども、この2人に共通しているのは、騒音対策区域を以前、見直しをした際にその区域から外れた方なんです、その2人に共通するのは。その2人の御自宅に実際、伺って、どんな音かなというふうに、外で話しもって、私も聞きましたけれども、何デシベルとか、そういう、実際に機械を持ってって私も測ったわけじゃないですが、やっぱり日常会話には支障のある音量ですし、滑走路、横の田村なんかは、朝7時の1番、2番を飛ばす時にずっと回してるわけですから、あれがなかなか、僕の片山におっても聞こえるぐらいですから、真横におる皆さんはかなりうるさいんじゃないかなと思うんです。ですから、区域の見直しが、本当に、あれ、正しかったのか、騒音対策事業から外れてしまうと、エアコンや換気扇などが補助対象事業ですけれども、そっから外れてしまうということで、当然、それはもう窓を開けるということにはなってしまうわけですから、その辺について、課長はどのようにお考えなのか、個人の感想でも構いませんので、お答えをいただけたらと思います。

以上で2問目といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（西本良平） 市長。

○市長（平山耕三） 先ほど特定利用空港の指定についての申入れについて、2問目がございました。それにつきましては、今、県と協議をまずさせていただきたいというように思います。県のほうに何らかそういった打診が来てないのかということも確認しながら、今後どうやっていくのかっていうのを再度、県と確認、相談して、その後の対応を決めたいと思います。以上です。

○議長（西本良平） 都市整備課長。

○都市整備課長（篠原正一） 杉本議員の2問目の質問についてお答えをいたします。

まず、駅前広場における市道後免駅前線と駅前ロータリーとの接続に関しまして、まず西側から東側のロータリーに向かって入る、市道からロータリーへ向かう、こちらにつきましては、それとあと駅前ロータリーから市道後免駅前線へと、東から西へ抜ける、両方ともに使用できるという形にしております。これにつきましては、地元の方々と協議をした際に、これまでずっと使ってこられた道路でもございますので、ぜひこれについては今までどおりの使用をお願いしたいという強い御要望がございました。それにつきまして、こちらは、東、西、両方から出入りができるような形としております。

2つ目に、ロータリーと後免駅前線です。市道とが交錯するところが一部あるというところにつきましては、議員御指摘のとおり、ちょうど駅のほうに向かっていく歩道をまたぐ形に後免駅前線がございますので、そこがちょうど一般車両と歩行者の方が交わってしまう、そういう箇所となります。

じゃあ、危ないじゃないかというところでございますが、これにつきましては、先ほど答弁で申し上げた、歩行者の安全確保のための路面標示であるとか、注意喚起看板の設置、そういったことは今のところ想定はしておりますが、それでもまだちょっと足りないというか、そういうことになるかと判断した場合につきましては、今後は市道管理者である建設課と協議を進めまして、どのような形が一番歩行者の安全を最優先としたものになるのかということにつきましては、入念に協議をさせていただきたいと思っております。

4点目でございますが、ちょうど歩道空間に市道が乗り入れるじゃないかと。その歩道には点字ブロックが敷設されるということでございますが、これにつきましては、おっしゃるとおりで、点字ブロックがずっと連続して敷設されるということになります。一定、そこに車が乗り入れるという形にはなりますので、一部損壊するというのももちろん生じる可能性は十分あります。それにつきましては、修繕のほうを徹底して行っていきたいと思っております。

最後に、後免駅前広場というか、後免駅前の一部、土舗装とアスファルト舗装をしている、今、ちょうどこの前の3月末まで駐車場として使っていたところでございますが、こちらの利用はできないのかという御質問です。

こちらにつきましては、国土交通省と、都市計画事業につきましては国の補助金、都市構造再編集集中支援事業費補助金という補助金を使っておるんですけれども、こちらをもし目的外使用すれば返還せよというお達しが来ておりますので、今回は、当時、地権者との交渉がまだ継続中であつたことと、ちょうど我々、令和5年10月に連続テレビ小説「あんぱん」の放映が決まるということも入りましたので、何とか駅前に駐車場をとということで、国土交通省と折衝をいたしまして、目的外使用の許可を得たところでございます。その期限が今年の3月末までということになりますので、それ以降はもう使えないということでございます。以上です。

○議長（西本良平） 企画課長。

○参事兼企画課長（田所卓也） 住宅騒音防止対策事業の対象から外れたということについての考えということですけども、今現在も、国のこの事業の要綱に沿って、防音対策事業、行っておりますけども、やはり国、県のこの補助制度に沿った運用になっていくのではないかなというふうに考えております。

○議長（西本良平） 杉本理議員。

○8番（杉本 理） それぞれ御答弁ありがとうございました。特定利用空港については、県と確認をしてってということで市長から御答弁いただきました。繰り返しになりますが、やっぱり国と地方自治体との関係で、もう返事を一切せんというのは本当にあり得ないことだなと、私は本当に怒っております。県と連携して、国と連絡していただけたらというふうに思います。

それから、騒音対策につきましては、課長からも御答弁いただきました。当時、どのような飛行機が飛んでたのか、私、そのとき、南国市民じゃないので分かりませんが、やっぱり今、うるさいのは本当に事実で、特に指定から外れたところは、指定地域と何ら変わらない音量なのになって、私も行って見て思いますので、その辺のことも会議では出されているということでもありますけれども、議会でもそんなことが出よつたということで、国ともぜひお話をいただけたらなというふうに思います。

後免駅前についても御答弁をいただきました。特に市民の方からは、砂利のところ、やっぱり2か月近く、2か月、3か月、砂利のままだもったいないなということで質問をさせていただきましたけども、なかなか、目的外使用になるという御答弁になると、確かに難しいのかな

というふうに思います。どんどん遅れれば遅れるほど、市民の方からはそういうふうに見られてしまいますので、できるだけ早くロータリーが、今年度いっぱいということでもありますけども、一日も早い供用開始がなされればいいなということを申し述べまして、これは答弁要りませんので、申し述べまして、私の一般質問とさせていただきます。それぞれ皆さん、御答弁どうもありがとうございました。

○議長（西本良平） 7番 齊藤喜美子議員。

〔7番 齊藤喜美子議員発言席〕

○7番（齊藤喜美子） 議席番号7番、なんこく市政会の齊藤喜美子です。

3番ということで、とてもやりにくい時間帯になってしまいまして、今日もまたやりにくい時間帯でございますけれども、よろしくお願いいたします。

本日は最終日ということで、お疲れのところではあるかと思いますが、どうか最後までよろしくお願いいたします。

さて、高市内閣が発足して、責任ある積極財政という言葉が普通に社会に浸透してまいりました。出し惜しみて財政規律を図るのではなく、大胆で戦略的な危機管理投資や成長分野投資をすることで雇用と所得を増やし、最終的には税収を増加させ、強い経済、投資と成長の好循環を実現すると公約にも掲げております。積極財政に関しましては、2022年に高知県で開催されました、当時、自民党政調会長の高市早苗氏と京都大学藤井聡大学院教授との対談に、平山市長もオンラインで御参加くださいまして、その後の私の議会一般質問においても感想をお聞きすることができましたので、マクロ経済、ミクロ経済の違いなど、多少なりとも御理解をいただけていると承知しております。自民党内でも、昨年12月10日には女性局主催のオンライン勉強会で、高市政権が設置した日本成長戦略会議の構成員であるクレディ・アグリコル証券チーフエコノミストの会田卓司氏を講師にお招きし、今までの短期的収益しか見ない新自由主義からの脱却、国債発行を否定せず、30年から40年後に花開くものへの投資、そこには食料安保、防災、防衛、少子化対策などが含まれているとお話しされておりました。選挙公約に掲げた限りは、それを実現することが国民の信任を受けた現内閣の責任であると思いますけれども、私の所属します積極財政を推進する地方議員連盟においても、一部の政策、特に農業に関しては、まだまだ現場に寄り添い、持続可能な食の生産や環境の保全につながりにくい提案が目につきます。会田先生の国の経済政策に関して、私もオンライン勉強会のときに、食料安全保障に関してどうお考えか質問をしたところ、食料危機に向けてお金を確保しようというのが今までの考え方で、高市政権では投資をして供給を増やそうという考えであるというお答えは

いただいたところですが、その投資がフードテックや植物工場、さらなる集約化や輸出に向かっているだけでは、少々現場感覚とかけ離れている気がいたします。その他の内容についても、今議会での質問で、地方の現状をまずは一度確認して、問題を浮き彫りにし、国への要望へとつなげたいと思っていますので、前置きが長くなりましたが、通告に従って一問一答で質問させていただきます。御答弁のほどよろしくお願いいたします。

農業関係の質問は後にすることにして、まずは私自身、専門性を持って長年取り組んでまいりましたペット同行避難、災害時におけるペットを飼われている方の避難についての質問です。

市民の中には、犬や猫に興味のない方や、むしろ苦手な方もおいでますので、そのあたりの配慮は必要とは思いますが、いつも言うように、ペットの話は飼っている人間側、人の話をしているということを理解していただきたいと思うところです。ペット同行避難は、東日本大震災後、災害時などの有事に当たり、ペットを置き去りにすることへのデメリットがクローズアップされたところから大きく転換期を迎えました。それまでの阪神・淡路大震災などでもペットの救護活動はあったものの、当時はまだペットは外で飼うもの、有事に連れていくのは迷惑との認識が大半であり、その後、30年以上たつ中で、ペットと飼い主の距離が縮まり、多くのペットが室内飼いになるに従って、家族の一員、今や家族以上の存在となっている御家庭も少なくないと感じるところです。ペットを置いていくことは、大切にされている方には考えられないことですし、また置いていくことで、その後の搜索、捕獲、保護に自治体やボランティアの人員やコストをかけてしまうことや、公衆衛生上の被害をもたらすことも考えられます。

そんな中、2025年6月に、国の防災基本計画の修正及びガイドライン改定案が発表されました。この防災計画は、内閣総理大臣を会長とする中央防災会議が作成するものでして、文字どおり、日本のあらゆる防災対策の根幹をなす最上位の計画です。そこにペット連れの方に対して対応の項目が大幅に加筆されました。それにより、市町村に対し、指定緊急避難場所や避難所において、ペットを連れた避難者を適切に受け入れることが新たに求められました。また、受け入れるだけでなく、避難してきたペットの受入れ状況を含む避難状況の把握に努めることが努力義務として追加されました。これまでもペット用スペースの確保に関する記述はありましたが、今度の防災基本計画の修正においては、その目的として、「被災者支援等の観点から」という文言が付け加えられました。これがなかなか重い文言で、これにより、ペット対応は単なる動物愛護ではなく、飼い主という被災者の心身の健康を守り、円滑な避難を促すための重要な行政の責務であることが明確化され、ペット部門の環境省だけではなく、防災、福

祉、衛生など、関係部署全体で取り組まなければならなくなったわけです。犬、猫の話やないと国が認めたわけですが、これは今までの災害時の避難の中で、苦手な人からしたら避難所にペットを連れてきてもらったら困るわけですから、飼っている人の中に避難所に自分の犬や猫と入れないなら避難しないという人がある一方おまして、それが逃げ遅れや危険な場所での避難で被災者の命に関わる事例になってきたということなんです。それを受けて、ペットは防災は被災者支援であるという考えが、国のトップでも縦割りを超えて定まってきたということで、これまでも各自治体の避難訓練にペット同行避難、避難所での受入れ訓練のお手伝いとして私も参加してきましたけれども、その中では、指定避難所にペット連れで行く場合、ペットをどこに置くのか、部屋に入れるのか入れないのかや、一緒にいられるかどうかというのを区別しなければいけないと思ひまして、同行避難、同伴避難、同室避難は違うということを言ってきました。同行避難というのは、ペットを連れて避難行動を取ること、同伴避難は、避難所など、ペットと一緒にそういう場所に連れていくことを指すのですけれども、同伴避難ができて、同じ部屋で過ごすということができる同室避難というわけではないかもしれません。

そこで、お伺いしますが、本市の指定避難所において、どの避難所が同室避難可能で、どの避難所が同室避難ができない、別室飼養となるのか、事前のゾーニングの計画の策定状況というのはどのようになっているのでしょうか、お答えください。

○議長（西本良平） 危機管理課長。

○危機管理課長（野村 学） 本市では、指定避難所ごとに避難所運営マニュアルを定めており、ペットの受入れの手順も定めておりますが、同室避難、または別室避難などの定めはなく、またペットの避難スペースも屋外に設置しているものがほとんどとなります。近年の災害発生時の事例を見ても、国のガイドラインを参考に、きめ細やかな実効性のあるペット受入れ体制を整える必要があると考えております。以上です。

○議長（西本良平） 齊藤喜美子議員。

○7番（齊藤喜美子） ありがとうございます。参加した訓練時にも、外にペットスペースを作るということで、春先秋口はいいとしても、真冬や、ましてや真夏は人間以上に体温調節の苦手な犬などはまず難しいと、獣医師会の先生方と、さあ、どうしようかという感じで話をしておりました。能登半島地震では、ペットと離れる不安から避難をちゅうちょした結果、命を落とすリスクが高まった事例が報告され、それも今回の基本計画の修正加筆につながっているとのことです。横浜市では、2025年から空き教室を活用した同室避難の準備を本格化させていますが、本市においても、学校の空き教室や特定の施設をペット同室避難専用スペースとして

先行的に指定、整備するお考えはないでしょうか、お答えください。

○議長（西本良平） 危機管理課長。

○危機管理課長（野村 学） 本市では、南海トラフ地震を想定した避難所として、小中学校、市立公民館を中心として、59か所の施設を指定しております。施設の規模や立地条件により、全ての避難所に適切なペット同室避難のスペースを設置することは難しいのが現状です。ペット同室避難専用スペースにつきましては、ペット避難の拠点施設となり得る施設と併せて検討し、ペットの同室避難及び関係者が拠点として活用できる場所、例えば旧図書館の建物などの確保及び指定を目指してまいります。以上です。

○議長（西本良平） 斉藤喜美子議員。

○7番（斉藤喜美子） ありがとうございます。確かに、実際、訓練に参加していたら、思った以上にスペースが要るなというのが感想です。例えば犬が苦手な犬同士をどう離すか、猫と犬をくっつけるわけにはいきませんし、ましてや自然界で捕食し合う動物同士だと、かなり遠くにおかないとストレスになってしまいます。その上、やはりアレルギーや苦手な人への配慮となりますと、同じ避難所、同じスペースでは限界があるのではと感じるところです。

3月15日に高知市のあんしんセンターで、「ペットとの同伴避難」というタイトルで、熊本の竜之介動物病院の徳田先生をお招きしての講演会がありました。徳田先生は、熊本地震のときに院内に避難所を開設、ペット連れ同伴避難を受け入れ、延べ1,500人の被災者と1,000匹のペットを受け入れた経験をお持ちです。講演会のスライドでは、当時、被災地の往診をしていたら、今にも崩れて、中にいたら押し潰されそうな古い木造の住居に、お年寄りが御自分のペットと残っている姿が映し出されていました。避難所にはペットは入れないと言われて、崩壊しかかりの自宅に戻り助けを持っていると言ったということです。自分の命が危なくてもペットと一緒にいたいという人が、このように多くいる。先生は、ペットと避難するというなら、このような人がいるので、やはり同伴、そして同室で一緒にいることが、ペットにも飼い主にもストレスになりにくいし、ペットを飼っている人同士は助け合いをする、苦手な人とは価値観も違うので、避難所で一緒にいるのはなかなか難しいのではないかということも、講演の中でお話しされていました。先生はその後、災害時には病院に併設する動物専門学校をペット同伴避難所として、熊本市と協定を結んで開放しています。

さて、3,216、これ、何の数字か分かりますか。執行部の皆さん、3,216、何の数字が分かりますでしょうか。議員の皆様、3,216。これ、実は南国市の飼い犬の登録数です。私の住む上倉地区、八京、白木谷でも48頭、山を下りた岡豊地区だと293頭の登録があるそうです。全部

の犬が飼い主さんと避難所に来ることはないにしても、地区ごと、自主防災会の皆様ごとに、どこにどのくらい犬がいるのか、把握しておくのも必要かもしれません。犬は畜犬登録が法律で決まっていますので、環境課に行けば数字は分かると思います。この犬だけの頭数を考えてみましても、大規模災害、市内のみでの対応には限界があります。改定ガイドラインで強調されている広域支援、受援の観点から、高知市や香南市、香美市など、近隣自治体、あるいは高知県獣医師会と、ペットの一時預かりや専用避難所の共同開設に関する具体的な協定を進めていく必要はないでしょうか、お答えください。

○議長（西本良平） 危機管理課長。

○危機管理課長（野村 学） ペット同室避難専用スペースの確保や避難のために一時的にペットを預ける必要に迫られた避難住民の方への対応につきましては、近隣市町村でも同様に課題となっております。現在、住民の避難先確保につきましては、高知県中央圏域の14市町村と広域避難に関する協定を締結しておりますが、ペット避難に関しましても、広域的な考え方で、専用スペースや専用避難所の確保ができないか、高知県の関係部署や高知県獣医師会、愛玩動物協会の方々にも御協力をいただきながら検討してまいります。以上です。

○議長（西本良平） 斉藤喜美子議員。

○7番（斉藤喜美子） ありがとうございます。やはりやってみて、数字を拾ってみて、初めていろんな課題が出てくるので、解決を考えるほうへ進めていかなければいけないと思っています。環境省にも出向いて現状を確認したのですが、各避難所で全く条件が違うので、統一マニュアルは作成できないとのことです。そんな中、指定避難所の過密を防ぐため、国は分散避難を推奨しています。本市の飼い主に対しても、車中泊、親戚、知人宅やペット可の宿泊施設など、避難所以外の選択肢を平常時から確保させておくために、具体的な啓発活動をするのにはどのように進めていく予定でしょうか、お考えをお聞かせください。

○議長（西本良平） 危機管理課長。

○危機管理課長（野村 学） 親戚、知人宅への避難に関しましては、南海トラフ地震のみならず、台風等、風水害時の事前避難に際しても有効であることから、従来から防災学習や広報紙での啓発を進めております。しかしながら、ペット避難対策の観点から、親戚宅等への避難を勧めるということではできていないところです。今後、啓発活動へペット避難対策の一つとして啓発に取り入れてまいります。ペットとの宿泊が可能な施設やペット専用避難所などの周知につきましては、指定がされた際には、ハザードマップへも掲載して広くお知らせをしてまいります。

また、昨年度導入いたしました南国市防災情報共有システムの機能の一つであります、南国市防災ポータルへの運用も開始をいたしました。本防災ポータルでは、GISベースの地図にタイムリーに情報を反映させることが可能ですので、このシステムも十分に活用して、住民への情報共有を行ってまいります。以上です。

○議長（西本良平） 齊藤喜美子議員。

○7番（齊藤喜美子） 南国市防災ポータルに避難所情報などとして情報が掲載されると、大変助かります。公式LINEからすぐにアクセスできますので、そちらにぜひ反映できるようにと思います。どうかよろしくお願いいたします。

国のガイドラインでは、発災直後に公助が遅れることを想定し、民間団体との多様な主体の連携と協働が不可欠とされています。私も、日頃、やはり顔を合わせたり、知っている関係というのは、今後、発災時の助け合いには必要ではないかと思うところです。本市において、高知災害支援ネットワークのような、ボランティアや支援物資のコーディネートにたけた中間支援組織とペット同行避難支援、物資配分や飼養支援に関する具体的な協力体制や事前協定について、今後、どう取り組まれますでしょうか。

○議長（西本良平） 危機管理課長。

○危機管理課長（野村 学） ペット避難に関する協定といたしましては、令和4年2月に、高知県獣医師会と災害時における動物の救援活動に関する協定を締結しております。また、昨年度、10月及び1月に実施いたしました避難所開設訓練では、高知県獣医師会様、高知県愛玩動物協会様にも御参加、御協力をいただきました。齊藤議員におかれましても、高知県愛玩動物協会として参加いただきました。この場をお借りしてお礼を申し上げます。協定の締結や訓練への参加等はいただいておりますが、ペット避難対策の全体として、関係機関の役割や動き、必要な人材や資機材などにつきましては、まだ十分に把握、検討ができていない状況です。

先日、齊藤議員より、今年の2月に高知災害支援ネットワークが立ち上がったとお聞きしました。本ネットワークは、南海トラフ地震などの大規模災害に向け、様々な支援活動の展開が期待されるNPOや企業、関係機関などが、日頃から顔の見える関係の構築を目指すことを目的としているとのことで、このネットワークの立ち上げは、災害時に各種支援を求める行政としても非常に心強く感じております。高知県愛玩動物協会様も登録されているとのことで、このネットワークも活用しながら、具体的な協力体制が構築できたらと思うところです。

なお、来月7月には、高知災害支援ネットワークの研修が開催されると聞いておりますの

で、私も参加をさせていただく予定としております。以上です。

○議長（西本良平） 斉藤喜美子議員。

○7番（斉藤喜美子） ぜひよろしく申し上げます。ネットワークも、支援団体登録が今後増えたら、いろんな場面で専門的な支援をし合えるのではないかと考えます。助け合うためには、まずは知っている関係を平時につくっておくことが大切だと改めて思います。能登半島地震では、ペットを理由に避難をちゅうちょするケースが課題となり、横浜市のように空き教室を活用した同室避難の準備を進める自治体も出ています。本市においても、民間ネットワークの知見を借りながら、モデル避難所を指定し、同室避難のゾーニングやルールづくりを共同で進める試行を行ってみてはいかがでしょうか。

○議長（西本良平） 危機管理課長。

○危機管理課長（野村 学） 本市では、避難所運営マニュアルは作成しておりますが、ペットの受入れスペース等、避難所でのペット避難対策については十分な検討ができていない状況です。高知県獣医師会や高知県愛玩動物協会など、専門の方や民間ネットワークの知見、またペットを飼育されている方などの意見をお借りし、受入先、受入れスペース、受入れに必要な物資、体制などを具体的に決定してまいりたいと思います。その際には、斉藤議員にもぜひ御協力をお願いできればと思います。以上です。

○議長（西本良平） 斉藤喜美子議員。

○7番（斉藤喜美子） よろしく願いいたします。

初日の西山議員の南国市の地区防災計画の話の中で、日章地区が内閣府のモデル事業に選出されたとのことでしたので、ぜひそちらにもペット連れ避難者の支援に関する計画を盛り込んでいただきたく思います。そのためには、やはり専門的知見を持つ団体との協議が当初は必要だと思いますが、いずれはそれぞれの自主防災会の中である一定の専門性を持った方が活動できる体制にしていかなければと考えています。ペット同行避難を現場で円滑に進めるためには、動物の習性や衛生管理、さらには飼い主と非飼養者の調整を担える専門知識を持った人材が不可欠です。本市の地域防災に落とし込むに当たり、公益社団法人日本愛玩動物協会が企画する、災害対策指導者研修会などの専門的なカリキュラムに市の職員や地域の自主防災組織のリーダーを派遣、受講させ、本市のペット防災リーダーとして育成、登録していく考えはないでしょうか、お答えください。

○議長（西本良平） 危機管理課長。

○危機管理課長（野村 学） 災害時のペットへの対応につきましては、ペットやペットの飼

育者だけの問題ではなく、飼育をしていない方も含めた被災地全体の問題であることは、これまでの大規模災害への対応の中で認識されてきたところです。しかしながら、災害時はペットよりも人が優先との考えがまだまだ根強く、ペットを飼育していない方の意識も含めて理解が進んでいない状況です。市の職員といたしましても、ペット対策、ペット避難対策の重要性についての理解を深め、発災時に正しい認識の下に対策を決定し、実行することが必要でありますし、そのバックボーンとなる知識の習得は必要不可欠であります。今年6月に、日本愛玩動物協会主催で飼い主とペットのための災害対策指導者研修会が高知で開かれるということをお聞きしております。このような研修の機会を捉え、職員のみならず、自主防災組織の方々のペット避難に対する理解を深める機会として、育成に努めてまいります。

また、知識を持った方をペット防災リーダー等として登録することにより、発災時の避難所や地域でのペット対応について、混乱を防ぎ、よりスムーズに行えるのではないかと思います。登録制度につきましても進めてまいります。以上です。

○議長（西本良平） 齊藤喜美子議員。

○7番（齊藤喜美子） 御丁寧な御答弁、誠にありがとうございました。南国市には高知県獣医師会長もおいでますし、獣医師会長自身がペット防災の専門家で、災害時には獣医療派遣チームとして被災現場に出動しております。ぜひ南国市から取組を強化して、近隣市町村に広がっていくように、私も協力させていただきますのでよろしくお願いします。

今回、ペット防災の話をしてもらって、以前とはちょっと流れが変わったなと感じるところもあります。以前はむしろ災害時にペットの話などするもんじゃないという感じでしたが、実際、訓練に参加して、うちも猫がおる、犬がおる、どうしたらええろうか、齊藤さんに聞いてきてと家族が言いよったという自主防災リーダーさんもおいでました。本当は心配で困っているけれど、人のほうが大事なので、不謹慎に思われたくないというお気持ちもあるでしょうし、中にはトラブルになるかもしれんから考えたくないで、思考停止もあろうかと思います。しかし、ペットを守りたいという思いが原動力となり、助かる命も出てくるのではと手応えを感じるところでもあります。他市町村の防災担当の方から、御高齢のペットの飼い主様がどうしても避難を拒んでいるという相談を受けたときも、そうか、ペットがいるから、この子のために、おばあちゃん、逃げて助からんといかんよって話をすればいいですねとおっしゃったのが印象に残っています。どうしても好き嫌いの分かれる分野ではありますが、だからこそ、日頃の話合いで可能な限り解決に向かう努力をしておくことが、発災時のトラブルを最小限に抑えて、お互いが助け合える南国市になろうかと思いますので、引き続きよろしくお願いします。

す。

○議長（西本良平） 昼食のため休憩いたします。

再開は午後1時であります。

午後0時2分 休憩

-----◇-----

午後1時 再開

○議長（西本良平） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。7番斉藤喜美子議員。

○7番（斉藤喜美子） 次に、こちらも喫緊の課題であります。日本の食料安全保障、農業の未来についての質問です。先日の松下議員の質問や答弁にも重なるところがあるかもしれませんが、どうかよろしくお願いします。

冒頭に申し上げましたとおり、高市政権では積極的な投資による経済成長を公約に掲げ、全ての田畑のフル活用、需要と供給の両方を強化し、食料安全保障を確立しますとしています。しかし、南国市では、特に中山間の農地が高齢化や過疎化により耕作が困難になってきていると思われませんが、本市で実施している地域計画での南国市の中山間の今の状況を教えていただけますか。

○議長（西本良平） 農林水産課長。

○農林水産課長（川村佳史） 中山間地域である上倉、瓶岩地区の地域計画におきましては、地形的に条件が不利で作業効率が悪いという御意見や、鳥獣被害が多い、高齢化によって担い手が減少しているなどの御意見が出ております。これらの課題は、中山間地域に限った問題ではありませんが、中山間地域におきましては、特に顕著な課題であると認識しております。地域計画策定後では最初となる地区座談会を、令和8年1月21日に瓶岩公民館で開催いたしましたが、そのときの座談会では、木が生い茂っていたり、形状が悪いなど、実態として計画区域に含めるのがそぐわないような箇所を地域の方々にお伺いすることを主なテーマとして開催いたしました。地域計画策定初年度は、基本的に農業振興地域内の農地を計画区域として策定しておりましたが、実態として、農業上の利用が難しい農地を聞き取りして、地域計画に反映した結果、農業上の利用が見込まれる農地面積が230ヘクタールから170ヘクタールに減少しております。

○議長（西本良平） 斉藤喜美子議員。

○7番（斉藤喜美子） ありがとうございます。私も座談会へ参加させていただいたり、山あ

いの農地の確認にも行かせてもらったりしていますが、耕作放棄をされた農地が山に返っている現状を目の当たりにしています。地域計画に関しては、今年初めの高知県農業会議との意見交換会や研修会などでも、まだ県下の総耕地面積2万5,000ヘクタールのうち63%が白地のまま、将来の受け手がないという状況であると、大変心配な報告がされています。高知県は山林が県全体の84%という山の多い県です。そんな中、豊かな高知平野を有する南国市は、県下でもかなり恵まれているわけで、私の住む中山間は、耕作面積としては全体の10%にも足りませんが、そこにはやはり人の営み、住んで営農している人がいます。国は、山あいの耕作不利地に対して直接支払の制度で支援をしているわけですが、その中山間等直接支払制度とはどういうものなのか、改めて説明してください。

○議長（西本良平） 農林水産課長。

○農林水産課長（川村佳史） 中山間地域等における農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けた農業生産活動の継続を支援することを目的とした制度で、集落等を単位とする協定を締結し、協定に従って耕作放棄地防止や水路、農道の管理など、農業生産活動などを5年間継続する場合に、面積に応じて一定額を交付する内容となっております。主な交付単価としましては、急傾斜地の場合、田が1反当たり2万1,000円、畑では1万1,500円となっており、草刈りや水路の泥上げなどの基礎的な活動のみを行う場合は交付単価の8割が交付される仕組みで、財源内訳としましては、国費が2分の1、県費4分の1、市費4分の1となっております。

○議長（西本良平） 斉藤喜美子議員。

○7番（斉藤喜美子） ありがとうございます。農水省は実施率の低調さを指摘していますが、現場では複雑な事務手続が交付金利用の壁になっていないのでしょうか。本市の中山間地域における交付金の執行率の現状と、もし利用が進んでいない地域があるならば、その要因は高齢化による事務負担の重さにあるのではないかと思いますのですが、現場の農家の負担を市としてどのように認識しているのでしょうか、お答えください。

○議長（西本良平） 農林水産課長。

○農林水産課長（川村佳史） 対象農用地面積に占める交付金交付面積は約36%となっており、6割以上の農地で交付金が活用されておられません。その要因としましては、御指摘のとおり、高齢化による事務負担によるものもあるかと思いますが、事務負担だけではなく、農地を共同管理する担い手不足の問題など、集落の維持そのものに関わる課題によるものと考えております。

○議長（西本良平） 齊藤喜美子議員。

○7番（齊藤喜美子） 担い手不足も原因とのお答えをいただいたのですが、確かに耕作不利地では、稼げる農業を目指している担い手にはやりたくない場所であることに変わりはないでしょう。事務手続に関しては、鈴木農林水産大臣も5月26日の衆議院農林水産委員会において、現場の負担となっているとして、全廃を含めた検討に言及しています。集落の代表を主人もしておりますけれども、交付金の手続をしています、こんなもの、一、二週間、勉強しても分かんと言っていました。先ほど対象面積中、交付されているのは36%にとどまっているという御答弁がありましたが、低迷する執行率は書類の煩雑さだけではないとしても、せめて交付金を受けるために農家が膨大な書類作成に追われる現状を打破するため、何か負担軽減を国に求めることはできないでしょうか。

○議長（西本良平） 農林水産課長。

○農林水産課長（川村佳史） 事務負担の軽減につきましては、かねてから課題の一つとされておりまして、議員から御紹介いただいたとおり、政府におきましても、見直しの必要性について認識していただいているものと思っております。

また、今年度、高知県が日本型直接支払推進制度を設けて、市町村や集落協定のサポート体制の強化を図っており、課題等のヒアリングを各市町村で順次行っておりますので、そのような機会を通じて課題解決につなげていければと考えております。

○議長（西本良平） 齊藤喜美子議員。

○7番（齊藤喜美子） よろしく申し上げます。次の質問に移ります。

ところで、南国市の説明会では、共同活動の費用を世話役が数十万円単位で立て替え、支払いを受けられるのが年明けになるという切実な声があります。世話役の個人的な持ち出しが負担となり、組織維持がなかなか大変な状況だということですが、農家の資金繰りを助けるため、概算払いの時期を10月頃に早めるなど、市として柔軟な支払い対応はできないものなのでしょうか、お伺いします。

○議長（西本良平） 農林水産課長。

○農林水産課長（川村佳史） 中山間地域等直接支払交付金事業の処理の大まかな流れとしましては、市町村から県への交付申請の受付開始が6月頃と10月頃の年2回となっておりますので、申請の時期に協定農用地が耕作、または維持管理が適切に行われているかなどを市が現地確認し、その結果を踏まえて、市から県に対して交付申請を行うことになっております。本市の場合は、地元の意向などがあり、基本的に10月の受付分で申請を行っており、その後、県か

ら市に対しての交付決定などを経て、各集落にお支払いするということになります。10月受付の場合ですと、どうしても県からの交付決定が1月以降となり、交付決定前のお支払いが制度上困難ですので、御指摘のとおり、お支払いが年明けとなり、代表者の方などに御迷惑をおかけすることになっております。

概算払いの時期を早めることはできないかとの御質問ですが、集落として6月受付で対応できるということでしたら、制度的には年内に交付することは可能ですので、地域の御意向、御要望を踏まえて対応してまいりたいと思います。

○議長（西本良平） 齊藤喜美子議員。

○7番（齊藤喜美子） 6月受付だと、どうしても農家の皆様もお忙しく、5月の申請説明会の後、いきなり現地確認ということは難しいのではないかなというところもあります。草刈りなどもしなくてははいけませんし、またこの時期というのは草が大変に生えやすいところで、農地として見にくいというところもあるのではないかっていうことも考えられます。ただ、やはり数十万円の立替えを年明けまで持ち越すというのは、経済的にも厳しい状況かと思われます。なかなか現場の状況というのを国が把握していないせいではないかというような気もするところでございます。中には努力をして6月受付でも構わないので早くに交付してもらいたいという集落もあろうかと思いますので、御対応のほどをよろしくお願いいたします。

ところで、この交付金の積立てには、積立計画などつくらなくてはいけないようですが、近年、豪雨災害などが頻発する中、次年度の災害復旧や農地維持のための地域独自の災害対応基金として積み立てられるよう、制度運用の工夫ができないものなのでしょうか、お答えください。

○議長（西本良平） 農林水産課長。

○農林水産課長（川村佳史） 基本的に単年度で計画的に使っていただく交付金となっておりますが、目的が明確であれば、基金として積み立てることも可能となっております。また、災害時の対応のための基金は駄目とはなっておりませんので、災害対応基金というのも可能ではないかと思いますが、具体的な案件があった場合には、県とも協議した上で、地域の皆様の御要望にお応えできるように努め、適切に対応してまいりたいと考えております。

○議長（西本良平） 齊藤喜美子議員。

○7番（齊藤喜美子） せっかくいただいたのであれば、有効活用して、うまく地域のために利用できるように、御指導、御対応をよろしくお願いします。

現在の単価は、平地とのコスト差の8割とされていますが、資材高騰により、それでは全く

足りないというのが農家の本音です。国の見直し案では、最小農地の拡大が先行し、肝腎の農家の希望します単価引上げが置き去りにされています。市として現在の単価が実際の生産コストを補填できていると考えていらっしゃるのでしょうか。それが無理なら、単価の引上げを強く国に求めるべきではないでしょうか、お答えください。

○議長（西本良平） 農林水産課長。

○農林水産課長（川村佳史） 平場と中山間地域の生産コストの差につきまして、具体的な資料を持ち合わせてはおりませんので判断しかねるところがございますが、生産コストが上昇する中、中山間地域に限らず、農業を取り巻く環境は厳しいものがあると思っておりますし、その中でも、生産条件が不利な中山間地域は特に厳しい状況にあると思っております。

制度の見直しにつきましては、現在、国において議論がなされているところで、鈴木大臣は、事務負担の軽減や交付金の拡充についても言及されております。見直しの方向性が示されたとの報道は承知しておりますが、様々な意見などを踏まえて検討を進めている段階であると認識しておりますし、現時点で国から制度改正の通知などがなされておられませんので、引き続き国の動向に注視し、必要に応じて市長会などを通じた要望を検討してまいりたいと考えております。

○議長（西本良平） 斉藤喜美子議員。

○7番（斉藤喜美子） どこもこれではようやれんと思ってると思いますので、よろしくお願いします。

重ねての質問になってしまうのですが、中山間における現在の深刻な人口減少、高齢化の中で、この中山間等直接支払制度が、実際に集落を維持し、農地を守り抜く施策として、どの程度機能していると評価されていますでしょうか、お答えください。

○議長（西本良平） 農林水産課長。

○農林水産課長（川村佳史） 中山間地域等直接支払制度の課題等について御質問、御指摘をいただいたところですが、この制度だけで集落を維持し農地を保全していくことは難しいのではないかと考えておりますので、そのほか、中山間地域の活性化に資する事業などを活用して、中山間地域の課題に取り組んでいく必要があると考えております。中山間地域等直接支払制度だけで解決することが難しい課題が多々あるとは思いますが、この交付金があったことで、辛うじて地域が持ちこたえられているという面も多々あるのではないかと考えておりますので、この制度が耕作放棄地の発生防止や集落の維持、地域コミュニティそのものの下支えに果たしてきた役割は大きなものがあると評価しております。

○議長（西本良平） 齊藤喜美子議員。

○7番（齊藤喜美子） なかなか答えにくい質問になってしまいましたが、御答弁ありがとうございます。北部の中山間地域は、水源の涵養や土砂災害の防止といった、平野部の農業や暮らしを守るための非常に重要な多面的機能を担っています。この直接支払ですが、EUでは、中山間の農地を公共財として、環境を守り、維持することへの個人の所得保障の意味合いが強いもので、農業生産とは切り離されているのに対し、日本は共同作業で集落の草刈りや水路、農道の管理など、公共的活動をしたことへの補助金の意味合いが強いと考えられます。つまり、高齢化して活動がしにくくなればなるほど共同作業ができない集落となり、維持するための支援を受けにくくなるという逆説的な構造がそこにはあるわけで、ちょっと本末転倒、課長も、執行率が低いのは書類の煩雑さだけではなく、担い手が少ない、地域の維持のための共同作業ができない地域が増えているとおっしゃいましたが、まさにそうで、うちの周りも高齢化で参加されなくなった方が増えて、農地として維持する面積は減ってきているのですから、果たして効果がどこまであるものか、疑問に思わざるを得ません。農業経済学の先生によりますと、EUだと中山間へ年間500万円から1,000万円の直接支払があるそうで、若者が中山間に就農しているとのこと。海外の羨ましい話はともかく、南国市は中山間部は高齢化や過疎化も進み、地域計画で10年後の農地の姿を描くことも困難になってきているのはお話ししてきたとおりです。直接支払制度という支えも必要ですが、それでも農地が減り、人は山を下りている現状では、集落が消滅するのも時間の問題と言えます。10年遅いという声も聞こえてくるのですが、そんな中、地域計画の策定において、維持困難とされた区域を救うために、直接支払制度や地域まるっと中間管理方式を取り入れた取組も考えられます。地域まるっと中間管理方式とは、集落などの全農地を一般社団法人等の組織が農地バンクを通じて一括して借り受け、地域ぐるみで一元管理する仕組みです。それも踏まえて、これからの南国市の中山間をどう活性化していくべきか、市長の考えをお聞かせください。

○議長（西本良平） 市長。

○市長（平山耕三） 中山間対策といたしましては、これまで飲料水供給施設の整備やデマンド型乗合タクシーの導入、空き家活用住宅の整備、市道改良など、地域内で安心して生活を続けていただくために各種事業を実施してきたところです。

また、農業関係で言いますと、農業生産活動を支える重要な基盤として、中山間地域等直接支払交付金を活用しておりますし、タケノコや四方竹の共同加工施設の整備に対する補助を行うなど、中山間地域に対する支援を行ってまいりました。しかしながら、高齢化を背景としま

して、地域活動や農業の担い手不足が深刻化していることも事実であります。担い手不足を解消するためには、新規就農者や若者を中山間地域に呼び込んで、持続可能な人口構造に転換していくことが不可欠だと思いますので、その受皿として、集落全体が一体となって組織する地域まるっと中間管理方式は有効な手段の一つではないかと思います。地域まるっと中間管理方式を具体的に進めるに当たっては、中心となる人材の確保や負担、集落全体での合意形成など、本市においてすぐに組織ができるかということ、難しい課題もあるのではないかと思います、地域が一体となって取り組む機運が高まることを期待しておりますし、南国市としましても、あらゆる制度を活用して中山間地域の活性化や集落維持に取り組み、そのための可能な支援を行ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（西本良平） 齊藤喜美子議員。

○7番（齊藤喜美子） ありがとうございます。この地域まるっと中間管理方式においても、移住者を含め、若者にどう参加してもらえるのかが決め手になっています。はっきり言って、今の現状のまま集落営農を住民に勧められても、これ以上は難しい状況です。6月9日の日本農業新聞では、ついに全国の集落営農法人が増加から減少へ転じたというニュースを報道しています。集落営農法人はいろいろな支援があるということから、各地で設立が相次ぎましたが、設立から10年から20年たち、構成メンバーが高齢化して跡を継ぐ人がいない、最近の資材の高騰などで手元にお金が残らない、若い人は有利な場所へ流出しているということでしょう。ついにその日が来始めたかなという気持ちです。ちなみに、有利な場所と言いながらも、これはまた同じく日本農業新聞6月16日の記事で、担い手の農地受入れ急減、2割止まり、規模拡大に限界、東大調査という記事が出ていました。こちらまあそうでしょうねという感じです。そもそも個人での集約には限界があり、請け負う土地の面積が拡大するとき、次の段階へ進むには機械の投資、人員確保が必要になる。記事では20ヘクタール以上の大規模農家が引き受けてきたボリュームが減少しているとありますが、投資なしで集約したら30ヘクタール程度が限界ということではないでしょうか。それ以上となりますと、規模は拡大しても、米の価格がこの先ずっと上り続けないと回収できない、手元に残らないわけですから、なかなか頭打ちがあるのは当然かと思われまます。松下議員のお話ともかぶるところがありますが、小規模家族経営では駄目だと切捨てをしてきた結果がそろそろ顕在化してきたのでしょうか。議員になった当初の質問で、国連は2019年から2028年を家族農業の10年と定めているという話をしたことがあります。農水省のホームページにも、参考として、国連食糧農業機関（FAO）によると、家族農業は、開発途上国、先進国ともに食料生産によって主要な農業形態、世界の食料生

産額の８割以上を占めるとなっており、社会経済や環境、文化といった側面で重要な役割を担っています。また、彼らは地域のネットワークや文化の中に組み込まれており、多くの農業、非農業の雇用を創出していますとあります。そんな小規模家族経営を非効率として集約を進めた結果が出てき始めた感じだと思います。ちなみに国連では、2026年、今年を国際女性農業従事者年と定めておりまして、農業従事者の約40%を占める女性の活躍が今後は大変重要になると、国連食糧農業機関（FAO）の方も勉強会でおっしゃっておいりました。中山間で活躍する女性就農者さんの事例なども耳にするようになり、個人的には大変その活躍を今後に期待するところでもあります。

話を戻しますが、中山間をこれから発展させていくためにはどうすればいいのか。中山間地域、平野の外縁から山あいにかけての傾斜と小区画の土地は、日本の耕地面積と農業産出額で全国の約４割、本来、総農家数では４割台後半を占める場所です。今後は、守りや放棄に嘆くだけではなく、環境保全型の農業や双方向的利用、例えば動物福祉を取り入れた放牧などで山あいの魅力を探し、発信する時期になっているのではないのでしょうか。どうきれいに負けて終わるかではなく、この不利地から何を施策できるか、中山間は廃れゆく運命ではなく、これからの設計のし直しを待っていると考える時期が来たと捉えるべきではないかと締めくくりにして、次の質問へ移らせていただきます。

国会で、５月20日、改正食育基本法が可決され、５月29日に公布施行されました。平成17年の制定以来、21年ぶりの抜本的な改正となりました。特に今までの食育基本法と今回の改正法で変更があったところは何でしょうか、お答えください。

○議長（西本良平） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（弘田明平） 食育基本法の改正により、食育は食料安全保障の確保に資するものと明確化されました。主な改正ポイントとしては、食育目的の拡充として、先ほど申し上げました食料安全保障の確保、２つ目として、対象と場の拡大といたしまして、文化、観光、スポーツなど、関連分野の連携、３つ目として、教育、体験活動の強化、４つ目に、国、地方、民間の食育推進のための連携、５つ目に、大人の食育の推進が上げられております。

○議長（西本良平） 斉藤喜美子議員。

○7番（斉藤喜美子） それでは、次に南国市食育のまちづくり条例について、どのようなものか伺います。

○議長（西本良平） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（弘田明平） 南国市食育のまちづくり条例につきましても、先ほどの食育基本法と同年、平成17年に制定しておりまして、南国市の食育のまちづくり条例では、食育に関する施策として、1つ、保育所、幼稚園、学校等を通じて食育の重要性を指導する、2つ目に、市民が生涯にわたって食育に関する学習の機会を設ける、3つ目に、食育に関する研究を進め、その成果を広く市民に公表する、4つ目に、家庭及び地域において食に関する様々な取組や交流を図る、5つ目に、地産地消の取組を奨励する、最後に6つ目に、産業界、公的機関等との連携を深めるとなっております。

○議長（西本良平） 斉藤喜美子議員。

○7番（斉藤喜美子） ありがとうございます。改めて、本市の条例と大変親和性のある方向に食育基本法が改正された感じがいたします。

今回の改正の理由としては、昨今の社会状況の変化、働き方が多様化し、世帯構成が変化してきたこと、特に消費者と生産者の関係が希薄になったこと、フードロスの問題などが上げられますが、特筆すべきは、食料安全保障の確保に寄与するものとして位置づけるためという部分ではないでしょうか。世界情勢の不安定化などを背景に、食育を単なる健康教育にとどめず、生産コストや価値を理解し、積極的に地元産や国産を選ぶことで、自国での1次産業の保護を進めるためだとも思われます。現在、学校給食での地産品の利用率は27%程度で限界との認識もありますが、単なる消費拡大を超え、地元の食を守ることが地域の安全保障に直結するという視点を市民と共有するため、本市の食育のまちづくり条例に基づき、どのような新たな啓発を行うべきと考えますか。

○議長（西本良平） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（弘田明平） 食育の推進により、市民一人一人が日々の食材の選択に地産地消を意識することで地域農業が守られ、ひいては日本の食料安全保障の確保に資するものと考えられます。保健福祉センターでは、南国市食育のまちづくり条例及び第4期健康なんこく21計画きらりに基づき食育を推進し、子供だけでなく、生活習慣病予防の観点から、大人や働く世代にも展開していきたいと思っております。その際、食育が単なる栄養や健康習慣の教育にとどまらず、食料の安定供給や持続可能性などを啓発していきたいと思っております。

○議長（西本良平） 斉藤喜美子議員。

○7番（斉藤喜美子） ありがとうございます。南国市の食育のまちづくり条例は、既に今回の食育基本法改正以前から食料安全保障にもつながる取組を推進してきていると、改めて先進

的であると認識しております。しかしながら、昨今は、物価高により消費行動がどうしても価格に流れがちで、地元のものより安い輸入品の購入、大量生産、低価格品へと消費行動が向いてしまいます。改正法は、生産コストの適切な負担への理解も求めています。市民に対し、農産物の価格ではなく地域の農地を守る価値を理解して選択する、消費行動の変容を促すために、食育を通してできる取組は何かありませんか。

○議長（西本良平） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（弘田明平） 生産コストの適切な負担への理解を求めるため、食育として、生産現場を知る体験、地産地消による学び、生産者との交流などが考えられます。第4期健康なんこく21計画きらりに含まれております第5次食育推進計画において、大人も食について学ぶ機会をつくり、正しい知識を得ること、今後の取組方針として上げております。具体的な取組として、食生活改善推進協議会を通じて各種教室を開催し、食育への関心や地産地消に関する情報提供や普及を行うなどを実践してまいりたいと考えております。

○議長（西本良平） 斉藤喜美子議員。

○7番（斉藤喜美子） ありがとうございます。以前の議会での食育に関する質問でも、南国市は食育の多くの部分を食生活改善推進協議会の皆様に支えてもらっていると感じました。しかし、今後は、食育基本法改正により、農育、1次産業に関して理解したり、体験を通して学んだりという内容も食育の一環に改めて入っております。もともと農業体験は、農業が基幹産業の本市の食育の柱ですが、農家のボランティア精神に頼り続けるのは限界です。以前も質問しましたが、農家自身のお仕事が忙しい中、時間をつくって、自分の仕事を後回しにしても子供たちの農業体験を手伝っているのに、形骸化しているのではないかと不満を漏らす農家の方もおいでます。改正法の趣旨を酌み、体験学習を取り入れる学校と生産者を継続的につなぐコーディネート機能を強化する考えはありませんか。

○議長（西本良平） 農林水産課長。

○農林水産課長（川村佳史） 地域の農業者の皆様をはじめ、農業体験学習に御尽力いただいております関係者の皆様におかれましては、体験学習、並びに本市の農業行政に対しまして、御理解、御協力いただいておりますことに感謝を申し上げます。農業体験を通じて、農業の重要性や環境への貢献、また地域の伝統や食文化を学ぶことは、農業や環境問題、食への理解を深める有意義な取組と考えておりますし、今回の食育基本法の改正で、食に関する体験活動などを通じて、自然の恩恵や農林漁業者をはじめとする食に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めることの重要性と、食に関する知識や経験を有する人材の活用などが盛り込ま

れたところであります。消費者が農林水産物の生産に係るコストについて学び、合理的な価格形成について理解するためにも、御指摘のとおり、中・長期的な継続した取組が必要と思いますので、体験の目的やニーズに合った生産者の紹介など、学校現場などから御要望があれば、県やJAなどの関係機関、関係各課と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（西本良平） 齊藤喜美子議員。

○7番（齊藤喜美子） ありがとうございます。この点もまさに本市が今まで取り組んできたものの、市の単独の考え方や予算、農家のボランティア精神だけでは推進力が落ちてきている部分を国民運動へと改正法で引き上げて、中・長期の取組になれば、地域の1次産業を守り、食の生産現場を守ることにつながります。特に子供たちの食育では、食の生産現場を通して地域の循環、自然環境、学校での既存の授業に農業を組み込むなど、他の授業にもつなげて、学習効果を狙う方法も考えられます。

では、今回、改正法で強調された働く世代への大人の食育について質問いたします。

南国市にも様々な事業所がありますが、農水省が食育実践優良法人の認定をしております、これは職場での食育を通じて従業員の活力向上や生産性を図り、その優良な取組を社会全体へ広めることを目的にしているものです。この食育実践優良法人認定取得の支援を南国市としてするなど、取り組むことはできませんでしょうか。食育のまちづくり条例にも、第10条(6)産業界、公的機関等との連携を深めることとあります。南国市として、産業界との連携を官民連携の国民運動として加速させるべきではないでしょうか。

○議長（西本良平） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（弘田明平） 食育実践優良法人顕彰制度につきまして、国へ申請し認定を受けた企業について、農林水産省ウェブサイト等により認定企業やその取組が公表されて、認定証やロゴマークが交付提供されること及び企業イメージアップのメリットがあるとされております。保健福祉センターといたしましては、生活習慣病予防のため、大人の食育として、食生活改善推進協議会の食育活動を中心とした各種教室を開催しまして、正しい食生活のための情報提供や普及を行うとともに、先ほど出ました食育実践優良法人の認定についても、市内事業所等への情報提供をしていきたいと考えております。

○議長（西本良平） 齊藤喜美子議員。

○7番（齊藤喜美子） ありがとうございます。認定されるとロゴマークが交付されるのとことで、1年後に多くの事業所がこのロゴマークを貼ってくれているよう願っております。

大人の食育を一步踏み込んで、例えば小平市のまっしぐら食堂の取組のように、まずは市役

所で学校給食のレシピを提供し、地産地消マインドを高めるような取組は考えられませんかでしょうか。

○議長（西本良平） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（弘田明平） 食生活改善推進委員活動の一環として、給食のメニューを地域のイベントで提供した事例はありました。市民に広く周知するところまでは残念ながら至っておりません。今後、学校教育課及び関係機関と情報共有及び連携いたしまして、大人の食育を啓発していきたいと考えております。

○議長（西本良平） 斉藤喜美子議員。

○7番（斉藤喜美子） 地域のイベントや社員食堂とか、外部のレストランなんかにもまた協力していただいて、地産地消の給食レシピを皆さんで食べる機会があれば理解が深まると思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

先ほど申し上げましたけれども、食育基本法の改正では、食育を食料安全保障の基盤と位置づけ、文化や環境との有機的な連携を求めています。食育のまちづくり条例の精神を具現化するため、生きた教科書として校庭や園庭を活用する、南国市版エディブル・スクールヤードを本市の次世代教育の柱に据えるべきと思いますが、いかがでしょうか。エディブル・スクールヤードというのは、1995年にアリス・ウォータース氏が米国の公立中学校で創設した教育モデルです。今はエディブル・エデュケーションとして、全米の学校の正規授業として実践をされ、大変成果を上げているというものです。南国市の食育のまちづくり、この後の食育に組み込まれていくと、大変親和性もあるというところで注目をしているところですが、いかがお考えでしょうか。

○議長（西本良平） 学校教育課長。

○学校教育課長（池本滋郎） 校庭や園庭を生きた教科書として、栽培から給食までを一体的に学ぶエディブル・スクールヤードの理念は、子供たちが五感で食と環境を学ぶ上で大変意義深いものとして認識をしております。本市では、これまでも地域の農家の皆様の御協力をいただきながら、各学校や園での栽培体験や調理実習など、手作りの食育を積み重ねてまいりました。今回の法改正で、食育が食料安全保障の基盤とされたことを踏まえ、今後も引き続き、これら一連の体験を地域の農業や環境の持続可能性に結びつける学習として継続していく必要があると考えております。

南国市版エディブル・スクールヤードにつきましては、各学校の既存の年間スケジュールの中にそのままの形で導入することは困難であると感じておりますが、授業の狙いなど、参考に

なる項目はあると思われますので、今後も引き続き、関係部署と連携し、現場の負担にも配慮しながら、本市の実情に応じた南国市版の特色ある食育、農育の在り方について検討を進めてまいります。

○議長（西本良平） 齊藤喜美子議員。

○7番（齊藤喜美子） ありがとうございます。なかなか遠くの田んぼに出かけるというのはイベントになりがちなのですが、そういうふう近くにあるというふうにさせていただくのいいかもしれないと思っております。

本市には、学校給食アドバイザー会議が開催されてると思うのですが、ここはもう一つ踏み込みまして、例えばC P P J a p a nのようなオーガニック給食や農育の専門的知見を持つ外部団体をさらに招いて、より高度で先進的な食育計画を策定する考えはありませんか。

○議長（西本良平） 学校教育課長。

○学校教育課長（池本滋郎） 現在、年間2回の給食アドバイザー会議を開催しており、近年は地産地消の推進や残食率、材料費の高騰等についてアドバイスをいただいております。令和5年度のアドバイザー会議では、オーガニック給食についても検討を行いました。安定供給、品質の確保、価格差の観点から、現時点では時期尚早ではないかとの意見が出ました。ただ、全国的にはオーガニック給食の導入というのは流れでもありますので、引き続き検証を進めてまいります。

また、給食アドバイザー会議の定数4名は、現在、充足しておりますので、次回のアドバイザー変更時には、専門的知見をお持ちの方についても検討をいたします。以上でございます。

○議長（西本良平） 齊藤喜美子議員。

○7番（齊藤喜美子） 以前も、南国市にも生産者との調整役や配送管理を行うハブ組織、コーディネーターがいれば、もう少し地産地消率も上がっていくのではないかなという話も出ておりましたので、これからまた検討していただきたいと思います。

令和8年の法改正では、食育を食料安全保障の基盤と位置づけ、文化や環境との有機的な連携を求めています。本市が誇る食育のまちづくり条例の精神を具現化する……。すいません、ちょっと失礼いたしました。飛ばします。

本市は、平成17年に全国に先駆けて条例を制定したフロントランナーですが、今回の法改正で食料安全保障が明記されたことにより、本市の歩みが正しかったことが証明されました。この機に宣言や条例の精神を現代の社会情勢に合わせて再定義し、改めて食育のまちづく

りに注力する決意をお伺いします。

○議長（西本良平） 市長。

○市長（平山耕三） 先ほどから御質問の中でも御紹介いただいておりますように、食育基本法は平成17年に制定されたところでございますが、それと同じ年に南国市食育のまちづくり条例が制定されたところでございます。以来、南国市では、自校炊飯など、食育のまちとして取組を進めてきたところであります。食育が人間の社会生活と密着して、さらに大きな意義を持つ取組であるということが、今回の法改正でさらに明記されたというように思います。地元で取れた食材のおいしさを感じてもらおうということで、いかに地産地消が意義ある取組であるかということを知ってもらえるように、先ほどエディブル・スクールヤードという御質問もあったところでございますが、そういったことに対しても、そちらを目標にして進めていくような子供たちの教育環境もできたらいいなというようにも思います。そういった方向で南国市版ということが取り組めたら、それはそれですばらしいことではないかと思います。今回の法改正を受けて、さらに充実した地産地消、また食育の活動ができますように、関係機関、団体とも協議しながら、取り組む方向を考えてまいりたいと思います。食育といえば南国と言われるように、条例改正等も踏まえながら、取り組んでいきたいというように思います。以上です。

○議長（西本良平） 斉藤喜美子議員。

○7番（斉藤喜美子） ありがとうございます。南国市の食育のまちづくり条例を、今回、食育基本法の改正により見直すときが来るとは、感慨深いものがあります。個人の地産地消で地域の農業を守るのは大変難しく、質問の中にもあったように、この物価高騰の中で、より安いものを手に取ってしまう市民は多いと思います。農家は適正価格をなかなか自分でつけることができません。資材も高騰している中、地域の農業を地産地消で支えるならどのような方法があるか、価格ではなく価値をどう伝え理解してもらえるのか、食育や給食用作物の作付、地産地消で地域の需要と供給の循環をつくり、可能な限り各地域で自給率を向上させることが、ひいては全国の自給率を上げていくことになります。学校給食は年間180食の生きた教材、これを最大限に生かすためには、今まで以上に専門的な見地からの提案も必要となります。

そして、子供たちには、給食を通して食の学びを、農育を通して命と生産の学びを、最終的に消費者になっても地域のよいものを選ぶようになり、農業を支える生産者に感謝して、地域の食を支える人材に育てるところから食べるところまでを学ぶことで地球環境で生きるための循環を理解できるように、地球人として育てる、これが南国市はできると確信しておりますので、これからもお取組、どうかよろしく願いいたします。

以上で今議会の私の一般質問を終わります。お疲れのところ、それぞれ御丁寧な御答弁ありがとうございました。

○議長（西本良平） 15番岩松永治議員。

〔15番 岩松永治議員発言席〕

○15番（岩松永治） なんこく市政会の岩松です。

まず、昨年12月議会で質問した3項目の進捗について質問します。

1つ目は、学童保育、つまり学童クラブについてです。

今年度の待機児童数と対策について、子育て支援課長にお伺いします。

○議長（西本良平） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（高野正和） 5月1日現在の待機児童数は15人です。令和7年3月策定の第3期南国市子ども・子育て支援事業計画に、放課後児童クラブの箇所数を、現在の18か所を令和10年度から19か所に増やす計画を策定しております。これに基づき、学童クラブを1か所増加させるため、子育て支援課で予算要求に向けた算定を行っているところでございます。

○議長（西本良平） 岩松永治議員。

○15番（岩松永治） 次に、ペーパーレス化と個人情報の取扱いについて、答弁をお願いします。

○議長（西本良平） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（高野正和） 南国市全体で、フロントヤード改革として、まずは窓口業務の電子申請を可能とするよう取り組んでおります。学童の入所申請もこの一つとして検討するものです。保育の入所申請は国のぴったりサービスを用いた電子申請が可能ですが、多くの入力項目があり、使い勝手の悪いものです。学童につきましては国のシステムはなく、市連協が独自に電子申請システムを構築するのは困難でございます。保育の入所申請の改善と併せて学童申請のオンライン化を検討し、今後、市連協と協議を行っていくことを想定をしております。

個人情報の取扱いにつきましては、市連協から各委員会に対しインターネットにつながらないパソコンを配付をしております。

○議長（西本良平） 岩松永治議員。

○15番（岩松永治） この個人情報の取扱いについては、私の説明不足もあったかもしれませんが、昨年12月の議会で質問したときにも、運営に携わる保護者が保護者の個人情報を扱うこととなっており、相当な負担となっているということでお伝えしたと思います。これが一

番保護者負担になっていると思いますので、できればゼロにさせていただきたいですけれどもそれは難しいかと思しますので、この個人情報の取扱いについては軽減していただくように取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

次に、市連協の法人化についてお伺いします。

○議長（西本良平） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（高野正和） 市連協と協議をしたところ、法人化となると法人の代表や役員となる候補者がいないとのことで、引き続き、現在の任意団体と法人となった場合の役員の責任の範囲を比較した資料や、ほかの自治体の状況、参考となる事例を探し、協議を継続をしていきます。

○議長（西本良平） 岩松永治議員。

○15番（岩松永治） これまでにも法人化について質問してきましたが、協議と検討を重ねるだけで、法人化する気がないように感じています。法人化する必要がないのなら必要がないと答弁していただきたいのですが、担当課長の見解をお伺いします。

○議長（西本良平） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（高野正和） 放課後児童健全育成事業の委託先として、南国市では法人であることを条件とはしておりません。しかしながら、法人化が望ましいとは考えておりますので、引き続き協議を行ってまいります。

○議長（西本良平） 岩松永治議員。

○15番（岩松永治） この際ですけれども、いっそのこと公設公営にしてみてもどうでしょうか、お伺いします。

○議長（西本良平） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（高野正和） 現在の運営形態をそのまま公設公営として指導員を会計年度任用職員とした場合、人件費で大幅な増額となり、これは経常経費となってしまいます。保護者負担金の増額とならないことを第一に念頭に置いて、今後の放課後児童健全育成事業の在り方の一つの方法として、引き続き、これも検討をさせていただきます。

○議長（西本良平） 岩松永治議員。

○15番（岩松永治） 先ほどから申しておりますように、保護者負担の軽減というのは私は一番望んでおりますし、保護者もそれを望んでおります。ゼロは難しいでしょう。しかし、保護者の負担が、全然昔から変わっていない状況がずっと続いているんです。そこを念頭に置いて、一番に考えていただいて、取り組んでいただきますよう強く要望しておきます。よろしく

お願いします。

次に、久礼田にこにこ学童クラブからの要望とその他のこれまでに進めてきた取組等についてお伺いします。

○議長（西本良平） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（高野正和） 久礼田にこにこ学童クラブからは、老朽化による建て替えの要望がございました。令和10年度の箇所数の増設についてが決まらなければ、その後の予定も立たないものでございます。市の優先度といたしましては、待機児童の解消が優先度の高いものとなります。現時点でいつ建て替えると回答はできないものでございます。

○議長（西本良平） 岩松永治議員。

○15番（岩松永治） 承知しました。

次に、高知県が進めている消防広域化についてです。

まず、高知県消防広域化について、今後のスケジュールをお願いします。

○議長（西本良平） 消防長。

○消防長（三谷洋亮） スケジュールとしましては、令和8年2月に作成された高知県消防広域化基本計画に基づき、5月に第1回の実務協議会及び方面別部会、並びに各種専門部会が行われ、広域連合及び法定協議会の規約に関するスケジュール案及び広域連合規約の骨子案が示されました。その検討状況を、6月議会終了後に議員の皆様へ御報告する予定となっております。今後は、第2回、第3回のそれぞれの会議の検討内容を9月、12月議会終了後に報告する予定となっております。また、早ければ来年の3月議会において、広域連合、法定協議会の規約を議案として提出する予定となっております。

県、各市町村議会における議案の議決を受けることにより、令和9年度の7月に消防広域化実務計画協議会（法定協議会）の設置、年度末の広域連合分賦金予算の議決を経て、令和10年度当初より広域連合を設置する予定となっております。

消防本部の統合時期につきましては、まずは県が推奨する一次統合（指令業務以外の統合）を、早ければ令和11年度に全県一斉統合を行い、給与制度、階級制度、勤務体制、処遇の統一等を段階的に推進する、また一斉統合ができない場合でも、方面本部単位及び市町村単位で段階的に統合し、遅くとも指令システム整備が完了する二次統合の令和16年度までには全ての統合を完了するとしております。以上です。

○議長（西本良平） 岩松永治議員。

○15番（岩松永治） 次に、以前、職員の処遇や財政面について、不透明なことが多いとお

聞きましたが、現在の状況についてお伺いします。

○議長（西本良平） 消防長。

○消防長（三谷洋亮） 職員の処遇につきましては、まず処遇の均一化として、高知市の給料表を採用し、給与月額が下回らないように、必要最小限の均一化を図るとしておりますが、全体で年間0.8億円程度の負担増になります。勤務体系を3交代制に統一するには、全県で83名の人員を増やす必要があり、財政負担は年間6.7億円程度の負担増となります。また、昇格、昇給のタイミングや各種手当についても、各消防本部でまちまちであり、統一する必要がありますが、今後のワーキンググループ等により議論されるということになっております。

南国市は、勤務形態が現在3交代制であるため、負担が発生しませんが、高知市の給料表に必要な最小限の均一化を図る際に負担が微増となりますが、県が示した試算では、経常経費や指令システム等の追加・臨時的経費を合わせた令和9年度から令和22年度の14年間は、単年度5,621万1,000円の節減効果が見込まれるとしております。県推奨案の分賦金シミュレーション、これも令和9年度から令和22年度の14年間の単年度当たりの財政負担の変化額では、34市町村中12市町村が負担減、22市町村が負担増となっております。以上です。

○議長（西本良平） 岩松永治議員。

○15番（岩松永治） 平山市長は、実務協議会へ出席するに当たり、首長としてどういうことを念頭に置いているのでしょうか、平山市長にお伺いします。

○議長（西本良平） 市長。

○市長（平山耕三） 広域化に当たっては、南国市として参加する意義やメリット、デメリットを整理していく必要があると思います。主な観点は、市への財政的な影響や職員待遇を含む南国市の消防力の持続可能性を念頭に置きながら協議していくことになると思います。そのためには、現在の消防職員の思いも踏まえながら検討していきたいと思っております。以上です。

○議長（西本良平） 岩松永治議員。

○15番（岩松永治） リアルタイムで、今朝の高新の朝刊には、中土佐町、県一消防に消極的、町長、県案に距離置きたいという記事が掲載されておりました。これは、まさに私自身はそういうことなのではないかと理解しました。私は、南国市の消防の現状に問題があるとは思えません。広域化は、職員の心身の負担が増えるだけで、メリットが感じられません。広域化について、事前に頂いた資料を確認しました。率直な感想は、何もかも詰め込み過ぎて時期尚早だと感じました。唯一共感できたのは、指令センターの共同運用です。消防職員は、市民の生

命と財産を守るという強い意志の下、責任と覚悟、そして誇りを持ち、消防業務に従事し、日々研さんを積んでいます。消防広域化の当事者は消防職員です。市長には、消防職員の意見を何よりも尊重していただきますようお願いいたします。

また、消防団と長い年月をかけて信頼関係を築いてきています。その点も念頭に置き、会へ出席いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

この項目の最後に、農業集落排水事業についてお伺いします。

上下水道局が取り組んできた詳細についてお伺いします。

○議長（西本良平） 上下水道局長。

○上下水道局長（細木玲次） 農業集落排水事業の施設使用料金を、これまでの世帯人員による算定方式から公共下水道と同じ水道使用料により算定する方式に変更するに当たりまして、これまでの御報告と今後の予定についてお答えいたします。

今までの取組としましては、4月号広報へ算定方法変更のお知らせを掲載し、6月までに地元の意向をお聞きしまして、7月より各地区の地元説明会を予定しております。詳細な日程につきましては、久礼田地区にて7月17、18日、浜改田地区にて7月24日、25日、国分地区にて8月28日、29日を予定しております。こちらは7月号広報へも掲載する予定としております。

今後は、地元説明会での御理解をいただきながら、令和8年度中の変更を目指して進めてまいります。

○議長（西本良平） 岩松永治議員。

○15番（岩松永治） ありがとうございます。ようやくここまで来ました。令和8年度中の変更が遅れることのないよう進めてください。よろしくお願いします。

次に、スポーツ施設について質問します。

学校の体育館とプールも関連しますので、各担当課の答弁をお願いします。

老朽化は、施設と設置している機器の両方にあると思います。各スポーツ施設とそこに設置されている機器の老朽化をどこまで把握できているのでしょうか。

また、老朽化による危険性をどのように捉えているのかを、生涯学習課長と学校教育課長にお伺いします。

○議長（西本良平） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（前田康喜） スポーツ施設及び施設内に設置しております各種機器の老朽化につきましては、利用者の安全管理を最優先に考え、日常点検及び定期点検を実施し、その状況を把握しております。施設本体については、職員による巡回点検に加え、必要に応じて専門

業者による点検を実施し、建物の劣化状況や設備の不具合の有無を確認しております。

点検の結果、利用者の安全に支障を及ぼすおそれがあると判断した場合には、速やかに使用を停止し、修繕や更新に努めております。今後につきましても、施設及び機器の老朽化状態を計画的に把握し、安全で快適なスポーツ環境の維持に努めたいと考えております。

○議長（西本良平） 学校教育課長。

○学校教育課長（池本滋郎） 学校体育館等の施設につきましては、適宜、学校から修繕等の依頼がございます。小学校の遊具等についても、定期的に業者による点検を行っております。

○議長（西本良平） 岩松永治議員。

○15番（岩松永治） 学校教育課長からは危険性をということで答弁がなかったですけど、生涯学習課長と同じだと認識しておきます。

それでは、老朽化していくスポーツ施設及び機器の更新と修理や修繕の計画はされているのでしょうか、各課長にお伺いします。

○議長（西本良平） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（前田康喜） 老朽化するスポーツ施設及び各種機器の修繕につきましては、日常点検や定期点検の結果を踏まえ、優先順位をつけながら計画的に実施しております。施設本体については、建築後の経過年数や劣化状況、利用頻度、安全性などを総合的に勘案し、計画的な修繕や改修を進めております。また、各種機器などにつきましても、使用状況や耐用年数、故障の有無などを踏まえ、順次更新を行っております。

一方で、多くの公共施設が更新時期を迎える中、限られた財源の中で効率的に対応していく必要があることから、緊急性や必要性を十分に精査しながら予算措置を講じ、計画的な維持管理に努めているところでございます。今後につきましても、利用者の安全確保を最優先に、施設の長寿命化と機器の適切な更新を図り、安全で快適なスポーツ環境の維持に努めてまいります。

○議長（西本良平） 学校教育課長。

○学校教育課長（池本滋郎） 学校施設につきましても、プールの塗装でございますとか体育館トイレの洋式化など、緊急的な修繕以外でも年度ごとに計画的な更新は行っております。

○議長（西本良平） 岩松永治議員。

○15番（岩松永治） 3番、次の質問ですけれども、先ほどの質問とかぶっていますので、この質問、飛ばさせていただいて、その次のスポーツセンターの移動式バスケットゴールが故障しているため、今後の利用が心配されています。今後の修理予定について、生涯学習課長に

お伺いします。

○議長（西本良平） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（前田康喜） 本年４月にスポーツセンター内にあります移動式バスケットゴール、４台のうちの１台が故障し、利用者の皆様に御不便をおかけしておりますことを認識しております。しかしながら、修理に多額の費用を要することが見込まれており、現在、９月補正予算での対応を検討しております。

○議長（西本良平） 岩松永治議員。

○１５番（岩松永治） え、先ほど、答弁、足りてないんじゃないです。９月予算での対応を検討しておりますの後に、利用開始時期が抜けてるんじゃないでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（西本良平） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（前田康喜） 利用再開の時期につきましては、修理内容が確定した後に判断することとなります。なお、修繕が遅れる理由等につきましては、部品の調達に時間を要すること、予算措置が必要となることが理由として考えられます。

○議長（西本良平） 岩松永治議員。

○１５番（岩松永治） 機器が故障したら、使用を再開するまでの期間が長くないようにすることが何よりも求められていると思います。可能な限り急ぐようお願い申し上げます。

南国市のスポーツ大会が９月に予定されていると思いますが、バスケットゴールの修繕が間に合わない場合にはどのように開催されるのかを、生涯学習課長にお伺いします。

○議長（西本良平） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（前田康喜） 市民体育大会にて予定されているバスケットボール大会につきましては、香長中学校体育館にて実施することを予定しております。９月に予定しているミニバスケットボール大会につきましては、主催団体と十分に協議を行いながら、他の競技施設の活用など、対応策を検討してまいります。

○議長（西本良平） 岩松永治議員。

○１５番（岩松永治） ９月の開催っていうのは、まだまだ大変暑い時期でもございますので、それと同時に開催時期を変更することも検討していただきたいと思いますのでよろしくお願い申し上げます。

これからしばらくの期間、暑い日が続くことが想定されており、体育館利用時は熱中症になるリスク、つまり危険性が高まります。特に熱中症は命に関わる危険性が著しく高まります。

では、その予防対策は事前にされているのでしょうか。この件について、各課長にお伺いします。

○議長（西本良平） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（前田康喜） 近年の気温上昇に伴い、スポーツ活動中の熱中症リスクが高まっていることは十分に認識しております。スポーツ庁から熱中症事故の防止に関する通知が来しておりますので、大会主催団体にもその内容を周知するとともに、熱中症予防の重要性について注意喚起を行っております。市といたしましても、引き続き関係団体との連携を図りながら、熱中症事故の未然防止と利用者の安全確保に努めてまいります。

○議長（西本良平） 学校教育課長。

○学校教育課長（池本滋郎） 各小中学校では、熱中症指標計を使用しまして、熱中症事故の危険度の把握に努め、行事や運動を行うかどうかを判断することとしております。学校では日常的に計測は行っております。熱中症指数が警戒以上の場合は、激しい運動を控えるなどの対策を取っております。

○議長（西本良平） 岩松永治議員。

○15番（岩松永治） 熱中症対策っていうのは、以前から、私を含め多くの議員が、小中学校の体育館等にも空調機器を導入してはどうかとか、いろんな案が出されて、今やっとスポットクーラーというところに至っているところですけども、なかなかそれでは夏場の熱中症対策には程遠いのではないかと感じているところです。特に小中学校っていうのは、特に小学校ですか。小学生については体温の調整とかもなかなか難しいところがあるかと思っています。

そこで、これはできるできないは分かりませんが、体育の授業っていうのを、気温の、温度にもよりますけれども、夏場じゃなくてももう少し涼しい時期に固めて体育の授業を行うとか、そういった柔軟なことも考えていただいたら、極端に言えば、夏場に体育館に空調機器がなくても、別の時期だったら体育の授業を行えるということになりますので、そのあたりも少し検討いただきたいと思いますので、学校教育課長、よろしくお願いいたします。

6月1日に、スポーツセンターで議員と関係者を交え、まほろばクラブの説明会がありました。これまでの経緯や取組の説明を受け、施設内の見学をしてからスポーツパークへ移動し、現地の視察と現状の説明をしていただきました。経年劣化により人工芝のグラウンドがどれだけ老朽化し、けがにつながるリスクが高まっているのかが、目視と説明で再確認することができました。そのときに、岡崎副市長からスポーツパークについて説明がありました。調査をしたとのことでしたが、その内容と詳細について、岡崎副市長にお伺いします。

○議長（西本良平） 岡崎副市長。

○副市長（岡崎拓児） スポーツパークの人工芝グラウンドにつきましては、平成9年に整備されて以来、30年近く経過しており、議員がおっしゃるとおり、老朽化が進んでおります。このため、令和6年度に南国市立スポーツ施設審議会を開催し、人工芝の改修に向けた整備方針について、砂入りミドルパイル人工芝で整備することが適当との答申をいただきました。

なお、その答申では、整備時期については市の財政状況を踏まえて慎重に判断することや、調整池に耐え得る仕様を定めること、また地元の理解を得られるように努めることなどの附帯意見もいただきました。

答申をいただいた人工芝について、張り替えだけでも当時の試算で税込み約3億6,000万円、下地のアスファルトを排水性のある舗装に替えるためにさらなる工事費も必要と見込んでいたため、並行して人工芝の更新に向けて有利な財源の検討を行ってまいりました。御承知のとおり、スポーツパークはなんごく流通団地の調整池に設置されており、多くの観客を呼び込むスポーツツーリズムの推進を目的とする県の交付金は対象とならないため、公園施設の長寿命化の交付金の活用をもくろんでいました。しかしながら、制度としては2分の1の補助で、例えば4億円の整備費のうち2億円を賄えるは見込んでいましたが、近年の市町村への配分実績からすると、1,500万円程度しか期待できないことが判明しました。このように、再び財政面の課題に直面する中、昨年7月28日に、地元の公民館、社協、漁協、体育会などの連名で市長宛要望書が出され、スポーツパークに関しては整備費用を抑えたクレイ舗装での整備を求めるもので、その理由の中には、人工芝から発生するマイクロプラスチックへの懸念が述べられておりました。令和6年度に開催した審議会では、マイクロプラスチックについて全く議論されておらず、私どもとしては、今後、人工芝の張り替えを推進するに当たって、マイクロプラスチック対策を十分行うことは必須条件と捉え、専門的な調査を行うこととし、昨年度の12月議会で調査費用の予算をお認めいただきました。

その調査については、大阪府が令和5年3月に策定した人工芝施設におけるプラスチック流出抑制に関するガイドラインの作成に関わった、人工芝を専門とするコンサル企業に委託し、現地調査もしていただき、昨年度末に報告をいただきました。報告の内容は、人工芝及び関連資材の流出抑制に関する対策の考え方や留意点を整理いただいたもので、グラウンドの外周部に高さ50から70センチメートル程度の排水性のある不織布か防じんネットを設置し、人工芝片の場外流出を抑制すること、さらにグラウンド外周や施設外周の側溝内部にフィルター材を設置し、排水機能を確保しつつ、微細片を捕捉すること、人工芝の種類に関しては、充填材を用

いない物で、発生する人工芝片のサイズが相対的に大きくなるノンフィルタイプというものを
用いることなどが提案されました。なお、調整池にたまった水の施設外への最終的な流出経路
となる南西に位置する排水溝での人工芝片の捕捉については、調整池機能を有し、大量の流量
が短時間に集中する構造においては排水溝でのフィルター設置には様々な課題があり、優先的
対策とは位置づけにくいとのことでした。以上でございます。

○議長（西本良平） 岩松永治議員。

○15番（岩松永治） 須崎市と土佐市が新しく人工芝のグラウンドを計画していますが、他
市がどのように進めているのかを参考にすることは必要ではないかと考えます。費用や補助金
等について、担当課が参考になることもあるはずです。この件について、岡崎副市長と生涯学
習課長にお伺いします。

○議長（西本良平） 岡崎副市長。

○副市長（岡崎拓児） スポーツパークが調整池の中という特殊な立地条件ですので、必ずし
も全てを当てはめて比べることはできないかもしれませんが、財源調達方法など、参考にさせ
ていただきます。

○議長（西本良平） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（前田康喜） 議員御指摘のとおり、近隣自治体においては、利用者ニーズや
施設の機能向上を目的として、人工芝グラウンドの整備が進められている事例があるものと認
識しております。本市といたしましても、スポーツ施設の整備や改修を検討する際には、他自
治体の整備事例や整備手法、維持管理に要する経費、利用状況などについて、収集を行うこと
は重要であると考えております。

また、施設整備に当たりましては、多額の事業費を要することから、国や県の補助制度の活
用の可能性について調査・研究を行うとともに、他自治体の財源確保の手法なども参考にして
まいりたいと考えております。

○議長（西本良平） 岩松永治議員。

○15番（岩松永治） 高知県内の他市町村では人工芝のグラウンド整備が進んでいますが、
南国市の老朽化しているスポーツパークグラウンドはどうなるのでしょうか。何もせずに今の
状態のまま使用していくのか、今後も長く利用できるように整備をするのか、この2択だと思
いますが、南国市の見解を平山市長にお伺いします。

○議長（西本良平） 市長。

○市長（平山耕三） スポーツパークの人工芝グラウンドにつきましては、老朽化が進み、け

がにつながるリスクも高まってきていると認識しており、現在の状態のまま、スポーツ施設として使用を継続するということとはできないと考えています。サッカー関係者など、練習場所の確保に御苦勞をされており、直ちに使用を中止することも難しい状況の中、少しでも早く必要な対策を講じる必要があるという認識をしております。財政面、環境面の課題にしっかりと向き合いながら、総合的に検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（西本良平） 岩松永治議員。

○15番（岩松永治） スポーツパークの人工芝については、市長が審議会へ諮問し、答申を受けています。時間をかけて審議していただいていますので、そのときに答申された内容は重いはずですが、そのことを十分考慮した上で整備を進めていただきたいのですが、平山市長の考えはどうなのでしょう。平山市長にお伺いします。

○議長（西本良平） 市長。

○市長（平山耕三） もちろん審議会の答申は重いものであり、私どもとしましては、答申に沿った人工芝の整備をするべく準備を進めていたところであります。しかしながら、先ほどの副市長の答弁でありましたように、令和6年度に答申をいただいた審議会において、マイクロプラスチックに関しては全く議論されておりました。これは論点として提示できていなかったことは、私どもも反省するところであります。マイクロプラスチック問題に関しましては、スポーツパークが整備された約30年前には全く想定されていなかった問題かとは存じますが、昨年6月議会で神崎議員からも御質問いただきましたように、現在では国際的な環境問題として議論されており、決して地元の方々だけの懸念ではありませんので、環境行政も担う私どもとしましては、施設整備をする上ではしっかりとした対策ができることが大前提であろうと考えております。以上です。

○議長（西本良平） 岩松永治議員。

○15番（岩松永治） このスポーツパークの人工芝の件については、先ほど来、岡崎副市長、もちろん平山市長もそうですし、生涯学習課長も、マイクロプラスチックのことを必ず出してくるわけですが、人工芝は、主に外部、屋外で設置されてるところが多いと思うんですが、全国で多々、いろんなところが人工芝、設置しているわけです。その中に、必ず屋外だったら雨が降るわけですから、マイクロプラスチックが流れていくという課題については解決してるはずなんです。だから、マイクロプラスチックがほぼ流れていかない何らかの対策があるはずなんです。じゃないと、今度の須崎市と土佐市もこの人工芝を設置するということにはならなかったはずだし、これから先も全国で人工芝を、マイクロプラスチックだけを

言うのであれば、人工芝が敷かれることはないでしょう。だから、そこも含めてしっかりと調べていただきたい。私も私で案を持っておりますので、この議会終了後の空いたときに、執行部の皆さん、担当の方も含めて御説明もさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

最後に、職員の資格取得について質問します。

まず、採用時に資格の取得が必要となっている資格について、渡部副市長にお伺いします。

○議長（西本良平） 渡部副市長。

○副市長（渡部 靖） 職員採用試験において、受験資格として、資格または免許を要件としているものは、専門職として、職種ごとに、建築士資格、保健師資格、管理栄養士資格、歯科衛生士資格、社会福祉士資格、保育士資格及び幼稚園教諭免許、調理師免許となります。

○議長（西本良平） 岩松永治議員。

○15番（岩松永治） 次に、採用後に取得が必要な資格をお答えください。

○議長（西本良平） 渡部副市長。

○副市長（渡部 靖） 採用後に業務に応じて取得する資格としましては、衛生管理者、甲種防火管理者、第2級陸上特殊無線技士、児童福祉司任用資格、エネルギー管理企画推進者、狩猟免許、消費生活相談員資格、社会福祉主事、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者、水道技術管理者、小型移動式クレーン運転技能講習、社会教育主事、司書資格、危険物取扱者乙種第4類、車両系建設機械運転技能講習、ほかに、消防本部におきましては救急救命士の資格があります。私も保健福祉センター勤務の際には、第2級陸上特殊無線技士の資格を取得しております。

○議長（西本良平） 岩松永治議員。

○15番（岩松永治） 各資格を取得する目的と根拠、また取得するまでの日数と時期、そして資格の取得は全て任意なのかをお伺いします。

○議長（西本良平） 渡部副市長。

○副市長（渡部 靖） 先ほど答弁いたしました資格のうち、任意の取得は消費生活相談員資格、車両系建設機械運転技能講習、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者、小型移動クレーン運転技能講習、司書資格、救急救命士の資格となります。その他の資格につきましては、法令上義務づけられたものや必須とされているものになります。

資格の目的と取得に要する日数等につきましては、主なものとして、社会福祉主事は、福祉事務所現業員として任用される者に要求される任用資格で、1年間かけて通信講座によるテキ

スト学習、課題の提出、3日程度の面接、授業を行います。水道技術管理者につきましては、水道法第19条に基づき水道事業者に設置が義務づけられているもので、10月頃に大阪で3週間の学科講習と、2月頃に高知市で3週間の実務研修を行います。危険物取扱者、これにつきましては、消防法に定められた一定数量以上の危険物を取り扱う施設で保安管理を行うための資格であり、令和8年度の試験日は6月となっております。

○議長（西本良平） 岩松永治議員。

○15番（岩松永治） それらのうち、公費で取得できる資格と自費での取得となっている資格と、内訳をお願いします。

また、各資格取得に必要な費用をお願いします。

○議長（西本良平） 渡部副市長。

○副市長（渡部 靖） 自費で取得している資格といたしましては、いずれも任意の資格となりますが、1つ目は、商工観光課における消費生活相談員資格です。この資格は、有資格者と同等以上の専門的な知識及び技術を有するものであれば業務は可能であるため、合格は必須とはしていませんが、本人のスキルアップ、キャリアアップにつながることから、資格取得を促しているものです。費用につきましては1万4,300円になります。2つ目は、司書資格です。図書館に配属された行政職員において、司書資格は必須ではございませんが、任意で業務を行う上での自己研さんとして、通信制大学での科目履修により資格取得をしております。費用については16万6,000円になります。その他の資格取得につきましては全て公費で負担しております。

○議長（西本良平） 岩松永治議員。

○15番（岩松永治） 運転免許も資格の一つで、種類が多くなっています。自動車運転免許は、幾つか種類はありますが、主なものとしては、オートマ限定免許とマニュアル限定免許です。南国市のオートマとマニュアルの公用車の各台数と車種をお伺いします。

また、職員のオートマ限定とマニュアル限定免許を取得している人数と割合をお伺いします。

○議長（西本良平） 渡部副市長。

○副市長（渡部 靖） 公用車の台数、消防本部のものは除きますが、109台になります。車両の内訳は、普通車16台、軽自動車84台、ダンプが2台、原付3台、マイクロバス・バスで4台となります。うちミッション車は5台で、内訳は普通車1台、軽自動車4台となります。消防本部の公用車の台数は25台で、内訳は、普通車21台、軽自動車3台、マイクロバス1台とな

ります。うちミッション車は9台、これは全て普通車となります。

また、職員のオートマの限定免許の人数と割合につきましては、本年5月1日を基準として、正規職員及び公用車を運転する会計年度任用職員に対して、各所属で確認し集計した数字となりますが、643名のうち148名がオートマ限定であり、その割合は23%となっております。

○議長（西本良平） 岩松永治議員。

○15番（岩松永治） オートマとマニュアルの公用車の台数と各免許取得者の人数にもよりますが、今後はマニュアル車を運転することができる職員が減ってくるのではないのでしょうか。

そこで、公用車の購入について、今後の見通しをお伺いします。もしオートマ車を増やしていったとしても、運転できる資格の制限で、車両重量を超える公用車に乗れない可能性も出てきます。運転するためには、1段階上の免許取得が必要となります。取得が必要となった場合に、公費で取得できるのか、それとも全て自費なのかをお伺いします。

○議長（西本良平） 渡部副市長。

○副市長（渡部 靖） 現在、職員のオートマ限定免許の割合は23%ですが、傾向として、この割合は徐々に上昇することが予想されます。一方で、消防本部を除く公用車ではミッション車は109台中5台となっており、今後の車両更新においても基本はオートマ車に買い換えることとしておりますので、このことから、オートマ限定免許により、今後、公務に影響が出ることは少ないと考えております。

これとは別に、消防本部におきましては、現場活動に欠かせない主要な車両が大型車両となるため、毎年2名の職員に対して、公費により大型免許取得をさせております。平成29年度より道路交通法が変わり、それ以降に普通免許を取得した職員は総重量3.5トンまでしか乗ることができないため、中型免許を解除して、大型免許を取得させております。なお、このように法改正等によりまして、条件、その都度変わってくる可能性がございますので、その状況に応じて対応はさせていただかねばならないというふうには考えております。

○議長（西本良平） 岩松永治議員。

○15番（岩松永治） 公務に必要な資格であるのにそれを自費で取得させているのであれば、今後は公費で取得できる制度設計が必要だと考えますが、この件について、平山市長にお伺いします。

○議長（西本良平） 市長。

○市長（平山耕三） 行政課題の高度化、多様化が進む中、職員が専門性を高め、適切な行政

サービスを提供していくためには、業務に必要な知識、資格の取得を支援していくことは重要であると認識しております。現在も法令上必要な資格や業務上必要性が高い研修につきましては、公費負担により受講機会を確保しているところです。一方で、職員が自己研さんとして取得する資格等については、原則として自己負担としているものもあります。今後は、業務上の必要性、取得後の活用効果などを総合的に勘案しながら、公費による資格取得支援の在り方や制度設計について検討してまいります。

○議長（西本良平） 岩松永治議員。

○15番（岩松永治） よろしくをお願いします。

最後に、これまでも複数回、質問してきましたが、改めてお聞きします。

年度が替わって数か月が経過しました。全職員の運転免許証の更新時期を各課で把握しているのかをお伺いします。

また、免許を失効することがないように、全庁でどのように取組がされているのかをお伺いします。

○議長（西本良平） 渡部副市長。

○副市長（渡部 靖） 毎年度、年度初めに、正規職員及び公用車を運転する会計年度任用職員に対して、各所属長に対して運転免許証の確認を依頼し、総務課に報告するようにしており、各所属において、免許更新に抜かりないよう徹底しております。実を言う私も、職員時代、うっかり失効といいますか、誕生日から少し過ぎて切れてることに気がつきまして、慌てて枝川まで行った記憶がございます。そういった事例も、意識的じゃなくてもそういったことが出てくる可能性がございますので、しっかり確認は続けてまいります。

○議長（西本良平） 岩松永治議員。

○15番（岩松永治） それぞれ御答弁いただきましてありがとうございました。

以上で私からの質問を終わります。御答弁ありがとうございました。

○議長（西本良平） 以上で通告による一般質問は終了いたしました。

これにて一般質問を終結いたします。

明20日と21日は休日のため休会とし、6月22日に会議を開きます。22日の議事日程は、議案等の審議であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

午後2時32分 散会